商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業 民間競争入札実施要項(案)

平成24年〇月

特許庁

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを目指すものである。

上記を踏まえ、特許庁は、公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、本民間競争入札実施要項(以下、「実施要項」という。)を定めるものとする。

2. 商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業の詳細な内容及びその実施に 当たり確保されるべき業務の質に関する事項

(1)事業の目的・必要性

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業は、商標登録出願の審査(判断) の前に行う各種調査業務の一部について民間能力を活用し、審査の効率化を進め、迅速かつ的確な審 査処理を担保することを目的とするものである。

特に、本事業において作成する調査報告書は、膨大な数の既登録商標や出願商標等を調査し、調査対象商標と外観において類似する商標を抽出して絞り込むことにより、審査官の審査における商標の外観類否判断を効率的に行うことを可能にするものである。

(2)事業の概要

本事業は、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、構成中に図形要素を含む出願商標について、図形要素の観点から、審査官が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を行う際、その判断を効率的に行うための絞り込み調査を行うものである。

また、当該システムを用いて調査可能な、他の不登録事由¹の絞り込みについても、本調査と同時に行う。

これら調査は、民間事業者が商標法の不登録事由、商標審査基準等に習熟した上で、商標に関する審決・判決等に示された事項も反映させつつ、以下の事業を行うものである。

- ①構成中に図形要素を含む出願商標の図形部分について、ウィーン図形分類²を用いて、検索を効果的に行うための式(検索式)を作成して、同一又は類似する商品・役務の範囲で検索する。
- ②調査対象商標に先行する他人の同一又は類似する登録商標及び出願商標等、商標法に規定された 不登録事由に該当する可能性がある商標を漏れなく抽出し、出願毎にその結果をまとめ、特許庁に納 入する。

¹ 商標法第4条第1項各号(別紙1参照)をいい、この事業においては同法第8条第2項を含む。

² 我が国が採用している国際的な図形分類

(3)発注予定件数

- ①特許庁から貸与する発注用データの貸与予定件数
 - <1年目>約30,840件
 - <2年目>2年目が始まる2ヶ月前までに提示予定
 - <3年目>3年目が始まる2ヶ月前までに提示予定
- ②民間事業者が調査すべき予定件数

<1年目>約30,530件 [商標登録出願(国内) 約26,360件]

[国際商標登録出願(指定国官庁) 約4,170件]

- <2年目>約18,000件(固定分)+変動分の件数(2年目が始まる2ヶ月前までに提示予定)
- <3年目>約18.000件 (固定分)+変動分の件数 (3年目が始まる2ヶ月前までに提示予定)
 - ※上述の2年目、3年目の変動分の件数については、外部要因である出願動向により決まる件数である。(過去の処理件数推移は、別紙11を参照)

イ. 調査対象案件

特許庁が約1年間に受け入れる商標登録出願(国内)及び国際商標登録出願(指定国官庁)のうち、 ロ. に記載した調査不要案件を除く。

口. 調査不要案件

全ての商品・役務について図形要素に自他商品・役務識別力がないと判断される案件3

(4)実施体制

- ①機器類の調達及び使用
- イ. 機器類及び付帯設備

本事業で必要となる機器類(通信回線、図形審査端末、カラープリンタ、DATドライブ、納入用DAT、イメージスキャナー等)及び付帯設備は、民間事業者が調達し、設備工事を行い、かつ運用すること。

また、機器等の調達にあたり、特許庁が予め機器等の仕様を提示しているものについては、その仕様を満たすものとすること(別紙2参照)。

なお、契約期間内の平成25年12月に特許庁内審査用端末が入れ替わることに伴い、民間事業者の図形審査端末も特許庁が予め仕様を提示している端末に入れ替えることとなる(別紙2参照)。端末が切り替わる平成25年11月までは、既設の端末を使用すること。

ロ. ネットワーク

- (イ)民間事業者は、特許庁の図形商標検索システムと民間事業者の図形審査端末とをネットワークで結ぶ専用の回線を敷設すること(別紙2参照)。
- (ロ)民間事業者は、特許庁から許可された機器以外の機器を特許庁のネットワークに接続してはならない。
- (ハ)民間事業者は、特許庁のネットワークを他のネットワークに接続してはならない。

³ 商標法第3条第1項5号(別紙1参照)に該当するもの。付記的・背景的に配された四角、丸等の図形。

- (二)民間事業者は、特許庁のネットワークに接続された機器を特許庁以外のネットワークと接続してはならない。
- (木)民間事業者は、特許庁のネットワークに接続された機器を、民間事業者の職員及び民間事業者 から許可を得た者以外の者が立ち入ることができない環境下に置かなければならない。
- ハ. 民間事業者は、システム障害等に備え、担当窓口を設定する等、特許庁と迅速な連絡ができるよう な体制を構築しなければならない。

②図形商標検索システムにおけるソフトウエア及びデータ

- イ. 民間事業者は、特許庁のネットワークに接続した図形商標検索システムの専用回線を通じて、本事業を遂行するために必要なソフトウェア及びデータを使用することができる。ただし、不正使用(特許庁が許可した業務以外の使用及び当該使用のための情報取得等)をした場合又はそのおそれがあると特許庁が判断した場合、特許庁は、上記専用回線を即時に切断することができる。なお、民間事業者は、その全職員等に対して、原則として、上記ソフトウェア及びデータは、本事業で使用すること以外、使用できないことを周知徹底する。
- ロ. 民間事業者が、機器の設置、運用等に係る作業を特許庁内で行う場合、特許庁の指示に従うものとする。また、民間事業者は、特許庁内で行う作業により特許庁又は第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償の責を負い、修復等に必要があると特許庁が認めるときは、必要となる一切の協力をする。
- ハ. 民間事業者は、機器の不正使用等により、特許庁又は第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償の責を負い、修復等に必要があると特許庁が認めるときは、必要となる一切の協力をする。
- ニ. 民間事業者は、特許庁のシステム稼働時間以外は、特許庁のソフトウェア又はデータを利用することはできない。
- ホ. 特許庁が本事業に必要なソフトウェアをバージョンアップしたときは、民間事業者も当該ソフトウェアのバージョンアップを行わなければならない。その際、民間事業者は、特許庁の指示に従い、円滑なバージョンアップの遂行に協力する。
- へ. 民間事業者は、その他、ソフトウエア、データの利用及び利用制限について、特許庁の指示があった場合には、それに従わなければならない。

③発注・納入で扱うソフトウェア及びデータ

- イ. 発注・納入で扱う電子データは、特許庁が指定したデータ形式(別紙3参照)によるものとする。
- ロ. 発注・納入で使用する記録媒体は、特許庁が指定した規格等(別紙3参照)によるものとする。
- ハ. 納入用電子データを作成する際に必要となるソフトウエアなど、本事業の実施にあたって、民間事業者が必要とするソフトウエアは、民間事業者が用意、運用することとする。
- 二. 事業実施途中において、発注・納入で扱う電子データのデータ形式、あるいは、発注・納入で使用する記録媒体の規格等を変更することが生じた場合、民間事業者は特許庁の変更に合わせて対応するものとする。

④人的環境の整備

イ. 民間事業者は、調査報告書の品質確保のため、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分

類表」等に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査の 十分な経験を有している者を「商標審査前サーチレポート管理者(以下、「管理者」という。)」として1 名以上配置すること。

管理者は、本事業全件の調査内容について確認を行う。

- ロ. 民間事業者は、「商標審査前サーチレポート調査者(以下、「調査者」という。)」を配置すること。
- ハ. 少なくとも調査者の4分の3は、「商標法」、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・ 役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を有する者を配置すること。また、残り の4分の1は、商標法の知識を有する者であれば、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商 品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、こ れらの者に対しては、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・ サービス国際分類表」等に関する知識を習熟させるための体制を整備すること。

なお、管理者が1名の場合には調査者を1名以上配置し、管理者が2名以上の場合には、管理者は 調査者を兼ねることができる

- 二. 民間事業者は、特許庁から貸与される発注データの運用、納入データの作成などを円滑に行うために必要な専門的知識を有している人材を確保しておくこと。
- ホ. 民間事業者は、マニュアル作成者を定め、次の用務を遂行させる。
 - (イ)マニュアル作成者は、具体的な作業工程を示した事業実施マニュアルを作成し、特許庁担当者 との連絡調整・作業担当者への周知徹底を行う。マニュアルは、事業遂行中必要に応じて加筆修 正し、特許庁担当者へ報告し、連携して作業を進めること。
 - (ロ)マニュアル作成者は、調査の遂行に関し検討すべき事例がある場合には、特許庁担当者へ検 討事例を報告の上、特許庁担当者と協議を行う。協議結果については、速やかにマニュアルに反 映させた上で、作業担当者への周知徹底を行う。
- へ. 民間事業者は、事業実施にあたり必要な上記以外の人材(例えば、事務処理者、システム担当者等)の確保や図形商標の検索の習熟を含む人的環境を整備すること。

⑤調査報告書表紙のレイアウト作成

イ. 民間事業者は、調査報告書表紙のレイアウト案を作成し、特許庁担当者に提出することとする(レイアウト例は、別紙4参照。)。

なお、本事業実施途中において、調査報告書表紙のレイアウトを変更する場合は、必ず特許庁担 当者に報告の上、提出するものとする。

⑥特許庁からの貸与物

- イ. 特許庁からは、以下を貸与する。
 - (イ)発注用電子データとして、構成中に図形要素を含む商標登録出願の出願番号(国際商標登録出願は「特許庁内整理番号」)一覧(以下、これらを「出願番号一覧」という。)をCD-RWに格納
 - (ロ)特許庁の図形商標検索システムを使用するためのICカード及び特許庁内開発プログラム(ー部)。
 - (ハ)ウィーン図形分類一覧表(電子データ)
- 口. 民間事業者は、特許庁からの貸与物を第三者に開示、又は本事業以外の目的に使用しないこと。
- ハ. 民間事業者は、特許庁からの貸与物を紛失・破損した場合、当該機関の責任において復元の措置

を図ること。

二. 民間事業者は、本貸与物について、事業終了後速やかに特許庁へ返却すること。

⑦業務の引継等

特許庁は、本事業を開始するまでの間に、事業内容を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継を行うものとする。また、本事業の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、特許庁は、2. (9)①ハ. の事業実施マニュアル及び8. (1)の報告等をもとに次期事業者への引継を行うものとする。ただし、必要に応じて特許庁が、事業終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者は応じることとする。なお、特許庁の図形商標検索システムと民間事業者の図形審査端末とを結んでいた専用の回線については、事業終了と同時に切断することとする。

(5)実施方法

- ①発注用電子データ(出願番号一覧)の貸与
- イ. 民間事業者は、原則週1回、出願番号一覧が格納されたCD-RWを、特許庁が指定した日時・場所(特許特許庁審査業務部商標課)において特許庁より借り受ける。
- ロ. 出願番号一覧を受領する際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(電子媒体引き渡し日及び担当者氏名)を民間事業者担当者が記入、捺印すること。

②調査対象案件の選定

イ. 出願番号一覧に記載された案件を、以下の調査不要案件に該当するものと該当しないものとに振り 分け、該当しないものを調査対象案件とする。

<調査不要案件>

- (イ)全ての商品・役務について図形要素に自他商品・役務識別力がないと判断される案件 なお、上記(イ)に該当するか否か判断しかねる場合には、特許庁担当者へ連絡の上、協議すること。
- ロ. 上記調査不要案件は、(6)に記載する管理簿に「調査対象外」と記載した上で、その出願番号を特許 計庁担当者に電子メールにて報告する。

③具体的な調査方法

- イ. 図形審査端末において図形商標検索システムの業務選択メニューから「単件審査画面」を選び、調査対象案件の出願番号を入力して単件審査画面を表示する(以下、画面のイメージは、別紙5参照)。
- ロ. 画面に表示されたウィーン図形分類を確認する。その際、本願商標との関係で、追加した方が良いと思われるウィーン図形分類があった場合には、ウィーン図形分類を追加する操作を行う。なお、この場合、ウィーン図形分類の変更内容が分かるように、調査報告書を作成すること。
- ハ. 同画面に表示された類似群コード⁴を確認する。その際、国際商標登録出願(指定国官庁)案件の 類似群コードは、特許庁が指定する類似群コードのデータに修正し、その類似群コードを用いて検索

⁴ 商品の生産・販売部門、原材料、品質の同一性、役務の提供の手段、目的、提供場所、需要者の範囲の同一性などを考慮し、類似と「推定」される商品又は役務をグループ化し、これにコードを付したもの。商標検索のキーとして使用する。

を行う。なお、この場合、修正内容が分かるように調査報告書を作成すること。

- 二. 前述ロ. 及びハ. で各項目を確認済みの画面を印刷し、調査報告書の一部として用いる。この際、 類似群コードが多数付与されており「類似群コード」エリアに表示しきれない場合には、「検索類似群 確認」をクリックして、全てを表示させた画面を印刷する。
- ホ. 商標、ウィーン図形分類、類似群コード等の確認終了後、検索指定記号⁵を判断せずにスクリーニングを行うため、「検索指定記号を判断する」のチェックボックスの「✓」をはずす。
- へ.「検索」をクリックし、次の画面を表示して、検索式作成エリアで、付与されたウィーン図形分類及び 検索条件(*: AND +: 重複排除ありの OR @: 重複排除無しの OR -: NOT)を用いて、本願商標の先 行調査を行うにあたって、もっとも適切と思われる検索式を作成する(検索式については、別紙6参 照。)。

この画面を印刷し、実際にスクリーニングする検索式のNo. に手書きで〇印を付したものを調査報告書の一部として用いる。

この際、本願商標がカラーの場合はカラー印刷とし、商標の構成が細かい場合などには、拡大した商標のイメージを印刷したものを用いること。

- ト. 前述へ. で作成した検索式を使って、スクリーニング調査を行う(平均スクリーニング件数 2650.2 件)。 スクリーニング調査では、別紙6及び7を参考にしつつ、絞り込みの対象とすべき商標又は標章(拒 絶理由の引用となる可能性のある商標又は標章。以下、これらをまとめて単に「商標」という。)を探し、 見つかった商標に"しおり付与"機能により、しおり(「*」)を付与する。
- チ. 前述ト. のスクリーニング調査で表示された案件中、調査対象案件の出願人自身が、出願人あるいは権利者となっている商標についても、同一又は類似の商標と判断されるものについては、しおりを付与した上で、自他情報付与機能を使い「自」マーク。を付与する。

本基準の対象数が28件以上ある場合には、原則、しおり付与件数は28件とする。ただし、対象数によっては、29件以上にしおり付与数を増やすことができる。

リ. 前述ト. とチ. の作業終了後、しおりを付与した商標については、しおり検索機能を使い、しおりを付与したものを集約表示させ、絞り込み情報として適切か否かの確認を行う。

この際、必要に応じて、不要な案件の削除、検索漏れのチェック等、適宜修正を行い絞り込み商標を特定する。また、特定した商標について、調査対象案件の出願人との関係を、自他情報付与機能を使い、「自」(チ. で付与済みのため、確認する。)又は「他」の表示を付与する。

- ヌ. 前述リ. の作業終了後、画面イメージを調査報告書の一部として用いるため印刷する(15図画面に 集約表示させたもの。)。この際、しおりを付与した商標がカラーの場合はカラー印刷とし、商標の構 成が細かい場合などには、拡大したイメージを印刷したものを用いる。
- ル. 前述ハ. の作業においては、類似群コード付け替え対応による確認作業を行うこと。

④調査報告書表紙への記入

_

⁵ 図形商標に付与されたウィーン図形分類のうち図形の重要な部分と考えられる分類に表示する記号(ウィーン図形分類の先頭に「1」を立てる。)。「検索指定記号を判断する」検索をおこなうと、検索指定記号を付与した図形分類のみが検索キーとなりヒットする。本事業の場合は、広い範囲で検索するため、「検索指定記号」は判断せずに調査を行う。

⁶ 出願人本人(自)又は他人(他)の判断にあたっては、別紙8参照。

イ. 調査報告書表紙に書誌事項(審査室、出願番号、調査結果、スクリーニング日及び作成者)を記入する。

「調査結果」の欄は、以下の要領で記入する。

- (イ)しおりを付与した商標がO件の場合は、その旨を記載する。
- (ロ)特記すべき事項がある場合には、その内容を記載する。

⑤調査報告書(紙)の作成

- イ. 調査報告書の用紙サイズは全てA4、横長方向で使用し、調査対象案件ごとに作成する。
- ロ. 前述④で記入した調査報告書表紙に、③二、へ及びヌの各画面イメージを印刷したものを添付する。

⑥管理者による校閲

イ. 前述⑤で作成した調査報告書(紙)については、管理者が必ず校閲を行うこと。なお、管理者が調査をした場合は、別の管理者が校閲すること。

この際、内容に過不足がないか等を全件にわたり確認し、記載中に誤りや漏れ等を発見した場合には、記載事項の修正、あるいは必要に応じて調査者に指示して調査を補完させる。

ロ. 管理者は、修正や再調査の必要が無くなったと判断した段階で、調査報告書に、作成日及び管理 者名を記入し、捺印する。

(7)納入物の作成

イ. 商標登録出願(国内)

前述⑥が終了した調査報告書(紙)を、所定の形式(別紙3参照)にて、イメージデータ化及びDATへの蓄積を行う。

なお、イメージデータ作成に使用した紙の調査報告書は、電子データの確認用に、審査室別出願番号順で整えた上で、特許庁へDATと共に提出すること。

- 口. 国際商標登録出願(指定国官庁)
 - (イ)前述⑥が終了した調査報告書(紙)を、イメージデータ化はせずに、そのまま納入物として納入する。

特許庁内整理番号順に整えた上で、特許庁に納入すること。

(ロ)納入データを所定の形式(別紙3参照)にて作成する。

8 その他

- イ. 前述②~⑥の手順については、調査の質を低下させない範囲及び納期が遅延しない範囲において、 手順の変更等を行うことができる。ただし、変更内容については、事前に特許庁担当者へ説明すると ともに、特許庁担当者の了承を得ること。
- ロ. 納入された調査報告書一式について、調査漏れ等、納入物の品質に問題があることが判明した場合には、以下のようにすること。
 - (イ)民間事業者は、速やかに原因を調査し、再発防止策等も検討した上で特許庁へ報告するとともに、調査者等への指導を行うこと。

また、その際の調査事項は、フィードバック報告書として、案件毎に原因、調査者等への指導内

- 容、今後の対応策等を記載し、速やかに特許庁へ提出すること。
- (ロ)民間事業者は特許庁担当者の指示に従い、民間事業者の責任及び負担において再調査・納入物の再作成等を実施し、特許庁の連絡から1週間以内に完全な納入物を再納入すること。
- ハ. 特許庁担当者から受発注の方法・体制について提案があった場合は協議に応じること。
- 二. 民間事業者が、落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を求めた場合、特許庁担当者は民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこととする。

(6)進ちょく管理

- ①民間事業者は、進ちょく管理者を定め、特許庁から貸与される出願番号一覧を基に管理簿を作成、 保管し、進ちょくを管理する。
- ②管理簿には、発注日毎の作業順に、発注日、出願番号、担当審査室、納入日等の各事項を記載する。
- ③特許庁担当者から本事業の進ちょくに関する情報を求められた場合、民間事業者は求められた情報 を提供すること。

(7)特許庁との連絡体制

- ①調査に関する特許庁との連絡窓口は、原則、民間事業者の管理者のうち1名が、その任にあたり、 特許庁担当者からの問い合わせや連絡があった場合には速やかに対応すること。
- ②民間事業者は、調査実施体制、調査内容、納入日などを変更する場合、随時、事前に特許庁担当者 へ説明するとともに、特許庁担当者の了承を得ること。
- ③本事業の実施にあたり、不明な点等があった場合には、特許庁担当者に相談・ 協議の上、実施すること。

(8)提出物

① 商標登録出願(国内)

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) DAT(納入物電子データ特許庁内システム取り込み用)及び紙媒体(納入物電子データ確認用)

- ② 国際商標登録出願(指定国官庁) 商標審査前サーチレポート納入データ(特許庁内システム取り込み用) CD-RW(電子データ)
- ③ 納入案件番号一覧リスト 紙媒体(納入物確認用)

(9)納入物及び納入方法

民間事業者は、納期までに納入物を特許庁へ納入する。ただし、特許庁から特段の指示があった場合はこの限りでない。

- ①納入物
- イ. 商標登録出願(国内)
 - (イ)商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) CD-R等(電子データ)
 - (ロ)納入案件番号一覧リスト CD-R等
- 口. 国際商標登録出願(指定国官特許庁)
 - (イ)商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) 紙媒体

(ロ)納入案件番号一覧リスト CD-R等

なお、イ.の(ロ)及びロ.の(ロ)の納入物については、年度末ごとに纏めて納入すること。

ハ. (4)④ホ. の事業実施マニュアルは、平成28年2月末日までに特許庁へ納入すること。

②納入時期

- イ. (8)、(9)①イ. (イ)及び(9)①ロ. (イ)の成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。
- ロ. 上記(イ)は、商標登録出願(国内)及び国際商標登録出願(指定国官庁)とも、特許庁が発注した日から2ヶ月以内(極力短期間が望ましい)に、遅滞なく納入しなければならない(納入サイクルは、別紙11参照)。

なお、契約1年目の年度当初(平成25年4月~5月頃)は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより、極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できるよう体制を整備しておくこと。また、その時の納入件数については、特許庁担当者と相談の上決めること。

- ハ. 早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入物を納入すること。
- 二. 審査の進ちょく状況により、早期に納入する必要があると特許庁が判断し、指示した場合は、審査 室単位で優先的に納入物を納入すること。

③納入場所

特許庁審査業務部商標課

ただし、特許庁担当者から別途納入場所について指示があった場合は、その指示に従うこと。

4その他

民間事業者は、納入の際に、特許庁から貸与した出願番号一覧(電子媒体)を返却する。

その際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(電子媒体返却日および担当者名)を記入する。

(10)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

- ①審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明 した案件数(フィードバック報告書数)を実施件数全体の1%以内とすること。
- ②成果物の納入については、(9)②を満たすこと。
- ③1年間に約50回分(50ロット)の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること。なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい。
- ④出願数の動向から多少の変動はあるものの、上記③から1ロット610件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること。

(11)契約の形態及び支払方法

①契約形態

契約形態は請負契約とする。

②契約金額の支払い

契約金の支払いについては、落札者が決定した後、落札者と特許庁が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。なお、納入したサーチレポートの件数を1月分まとめて請求することができる。

支払いに当たり、民間事業者は、8. (1)①に示す報告及び2. (8)及び(9)①に示す提出・納入物件や業務の完了を確認できる完了報告書等を特許庁に提出し、当庁担当者の検収を受けること。当庁担当者の検収を受けたのち、納入した件数分の金額を記載した請求書を提出すること。

特許庁は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認後、所定の金額を支払う。なお、適正な業務がなされていない場合には、特許庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成25年4月(契約日以降)~平成28年3月31日(木)[3年間]

4. 入札参加資格等に関する事項

- (1)法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に抵触しない者であること。
- (2)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4)競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (5)入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加をした者であること。
- (6)経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1)入札のスケジュール

- ①入札公告:平成24年12月上旬頃
- ②入札説明会:平成24年12月下旬頃
- ③質問受付期限:平成25年1月中旬頃
- ④入札書及び提案書の提出期限:平成25年1月下旬頃
- ⑤開札及び落札予定者の決定: 平成25年2月上旬頃
- ⑥契約締結:平成25年4月当初
 - ※落札者が決定した後は、事業の準備に取りかかること。

(2)入札の実施手続

①入札説明後の質問受付

入札公告以降、特許庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る 事項について、入札説明会後に、特許庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び特許庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に

公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないように配慮する。

②提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、特許庁まで提出すること。

イ. 入札書

入札金額 (契約期間内に発注される「図形商標の先行絞り込み調査」1件当たりの単価(契約金額)の105分の100に相当する金額)を記載した書類。

口. 提案書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

ハ. 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

二. 資格審査結果通知書

平成22・23・24年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

③提案書の内容

別紙9のとおり。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧」のとおり。なお、評価は、特許庁内に設置する外部有識者を含めた技術審査委員会において行う。

(1) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

・別紙10の「評価手順書(加算方式)」のとおり。

その他

- イ. 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。また、再度の入札をしても落札者がないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定により随意契約とする。
- ロ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。
- ハ. 同点により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該 入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない特許庁の職 員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 二. 特許庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の商号又は名称、落札金額、落札者の総

合評価点等について公表するものとする。

(2) 落札者が決定しなかった場合の措置

特許庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

- 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 別紙11のとおり。
- 8. 民間事業者が特許庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずるべき事項
- (1)民間事業者が特許庁に報告すべき事項、特許庁の指示による講ずべき措置
 - ①報告等
 - イ. 2. (10)で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(イ)~ (木)について特許庁に報告すること。また特許庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。
 - (イ)2. (5) ⑧口. (イ)の状況(その都度報告する。)
 - (ロ)調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告書数)の状況(毎月末に報告する。)
 - (ハ)2.(6)の進ちょく状況(毎月末に報告する。)
 - (二)2. (9)②の納入状況(毎月末に報告する。)
 - (木)事業報告

平成25年度調査:平成26年3月末

平成26年度調査:平成27年3月末

平成27年度調査:平成28年3月末

ロ. 特許庁は民間事業者から受けた報告について取りまとめの上、各年度毎に公表するとともに、官民 競争入札等監理委員会に報告するものとする。

2 調査

- イ. 特許庁は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事業者に立ち入り、本事業実施の 状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ. 立入検査をする特許庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

特許庁は、本事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ①民間事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。
- ②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- ③民間事業者、その役職員その他本事業に従事する者又は従事していた者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。
- ④本事業における個人情報及び業務上の機密情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用することと し、他の目的に使用してはならない。
- ⑤民間事業者は、本事業を終了し若しくは中止した場合は、本事業によって取得した特許庁担当者等の個人情報を破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を契約期間終了日の属する月末又は本事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに特許庁に提出しなければならない。
- ⑥民間事業者は、情報セキュリティ管理能力を有していなければならない。

(3)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ①本事業の開始及び中止
- イ. 本事業の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

ロ. 本事業の中止

民間事業者は、やむを得ない理由により本事業を中止しようとするときは、予め特許庁の承認を受けなければならない。

- ②公正な取扱い
- イ. 民間事業者は、本事業の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、調査客体の取扱いついて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。
- ③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

イ、本事業の宣伝

民間事業者及び本事業に従事する者は、特許庁や本事業の名称及びその一部を用い、本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。)及び当該自ら行う業務が本事業の業務の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

ロ. 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり適用を受ける関係法令を遵守しなくてはならない。

6安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労災管理については、責任者を定め、

関係法令に従って行わなければならない。

(7)記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

9権利義務の帰属等

- イ. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は特許庁に帰属する。
- ロ. 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、特許庁の承認を受けなければならない。

⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、特許庁の許可をえることなく自ら行う事業又は特許庁以 外の者との契約(特許庁との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪所得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、本事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業又は特許庁以外の者との契約 (本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

(12)再委託の取扱い

イ. 全部委託の禁止

民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

ハ. 契約後の再委託

民間事業者は、本契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、特許庁の承認を受けなければならない。

二. 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ. 又はハ. により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ. 再委託先の義務

再委託先は、前記8. (2)及び(3)②~⑪に揚げる事項について、民間事業者と同様の義務を負う ものとする。

へ. 民間事業者への責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

③契約内容の変更

民間事業者及び特許庁は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本

契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

上記やむを得ない事由とは、例えば、新しいタイプの商標を導入するための法律改正に伴う作業の 見直し等がそれに当たる。

①契約の解除

特許庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき
- ロ. 暴力団員が業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ハ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき ⑤契約解除時の取扱い
- イ. 契約解除時の請負報酬の支払い

前記値に該当し、契約を解除した場合には、特許庁は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間にかかる請負報酬を支払う。

ロ. 契約解除時の違約金と本事業の完了

イ. に該当する場合、民間事業者は、未納入数量に対して契約単価を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額を違約金として特許庁が指定する期日までに納付するとともに、特許庁との協議に基づき、本事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ハ. 延滞金

民間事業者が前項の規定による金額を国が指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として特許庁に支払わなければならない。

二. 損害賠償

特許庁は、契約解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

16不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本事業の全部又は一部の履行が遅滞しまたは不能となったりした場合は当該履行遅延または履行不能による責任を負わないものとする。

⑪契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と特許庁が協議するものとする。

- 18 完成物の著作権の帰属
- イ. 完成物の作成に係る著作権は、全て特許庁に帰属するものとし、民間事業者は当該著作権を特許 庁に無償で譲渡するものとする。なお、民間事業者は、著作者人格権を行使しないこと。
- ロ. 著作権の譲渡の時期は、特許庁に完成物を提示した時点をもってなされたものとみなす。
- ハ. 民間事業者が本事業の一部を第三者に委託している場合、第三者が作成した完成物に対する著作権は、特許庁に帰属する。なお、当該第三者は、著作者人格権は行使しないこと。
- 二. 調査に使用した調査文献等の情報に関する著作権は、民間事業者で調整する。

9. 請負事業を実施する当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失

により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合において、

- (1)特許庁が当該第三者に対する賠償を行ったときは、特許庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について特許庁の責に帰すべき理由が存する場合は、特許庁が自ら 賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2)民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について特許庁の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は特許庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1)本件業務の実施状況に関する調査の時期

特許庁は、本件事業の実施状況については、平成26年3月末時点、平成27年3月末時点における状況を調査する。なお、内閣総理大臣が行う評価の時期は、平成27年5月~6月頃を予定している。

(2)調査方法

民間事業者からの8. (1)①の報告等に基づき、調査を行う。調査においては、必要に応じて民間事業者からのヒアリングを行うものとする。

(3)調査項目

- ①8. (1)①イ(イ)~(ホ)に揚げる項目
- ②実際に本事業の実施に要した経費

(4)意見聴取等

特許庁は、必要に応じ、民間事業者からの意見の聴取等を行うことができるものとする。また、特許庁は、 平成27年4月を目途として本件事業の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に 提出する。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1)事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①立入検査、指示等の報告

特許庁は、会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告する。

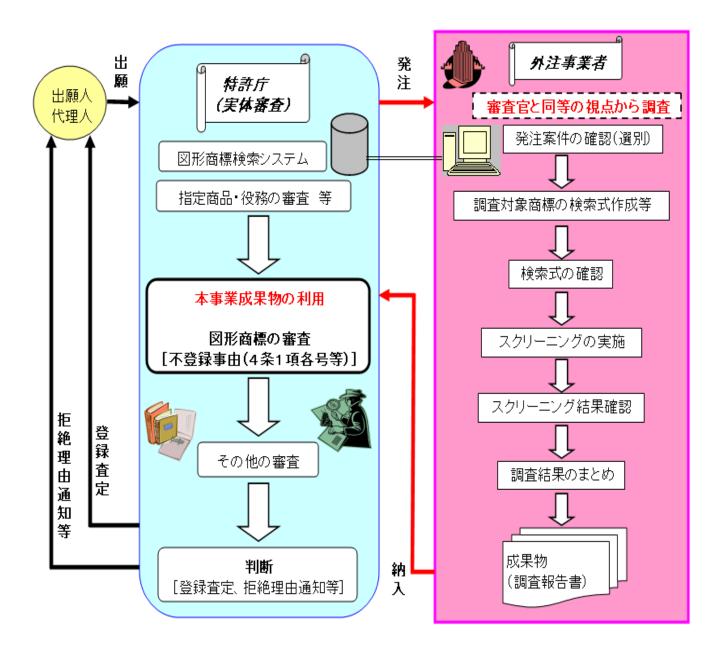
(2)民間事業者の責務

- ①本事業に従事する者は刑法 (明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②民間事業者は、法等55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。 なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

③民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は特許庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)の作成工程及び活用イメージ



<商標法 第3条 第1項>

自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、 商標登録を受けることができる。

- ー その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、 価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供 の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通 に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認 識することができない商標

<商標法 第4条 第1項>

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同 - 又は類似の商標
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律 (昭和二十二年法律第百五十九号) 第一条 の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す る法律 (平成十六年法律第百十二号)第百五十八条第一項 の特殊標章と同一又は類似の 商標
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的

としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章で あつて著名なものと同一又は類似の商標

- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくは はこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)
- 九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府 等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等 若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有 する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の目前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する 商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八 条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以 下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章 (防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。) と同一の 商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 商標権が消滅した日(商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があったときは、その確定の日。以下同じ。)から一年を経過していない他人の商標(他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかったものを除く。)又はこれに類似する商標であって、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十四 種苗法 (平成十年法律第八十三号)第十八条第一項 の規定による品種登録を受けた 品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若し くは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第十号から前号までに掲げるものを除く。)
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの
- 十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するため に不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもって使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

<商標法 第8条>

- 1 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なった日に二以上の商標登録出願があったときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。
- 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に 二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録 出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

(以下略)

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業で使用する機器類等

1. 図形審査端末及びソフトウエア (1)図形審査端末及びソフトウエアは、以下のもの(或いは商標審査業務用PCについては以下のものと同等品)を使用すること。

種別	中	製品名	製造元	グ=ジージ	- 一
商標審查業務用PC	FJ622PC#ABJ	HP Compaq Business Desktop do 7800 MT	日本ヒューレット・・・・・カード株式会社		PC本体(プロセッサー:インテル® Core"2 Duo プロセッサー E6850(3 GHz), メモリ容量: 4GB(1GBx4), RAID構成ハードドライブ:RAID 1構成(ミラーリング):80GBハードディスグドライブ x2, FDドライブ:3.5インチ(3モード、720KB / 1.20MB / 1.44MB), オプテイカルドライブ:Serial ATA 最大16倍速 スーパーマルチドライブ, キーボード:PS/2スタンダードキーボード(OADG準拠 日本語版109Aキーボード)
,	CDU2150A001	カラー液晶モニター(CDU2150A)	東芝ソリューション株式会社		W−Q∪XGA(画素数3,840×2,400)の解像度を備えた超高精細液晶ディスプレイ装置
	ACS2107A001	グラフィックスボード (ACS2107A)	東芝ンリューション株式会社		1,280ドット×1,024ドット、1,677万色(フルカラー)に対応したグラフィックボード
-	ACS2106A001	32106A)	東芝ンリューション株式会社	-	3,400ドット×2,400ドット、1,677万色(フルカラー) こ対応したグラフィックボード
ソフトウェア			マイクロソフト	2002 SP3	2002 SP3 OS(PCバンドル製品)
1	6.0.2900.5512.xpsp_s	6.0.2900.5512.xpsp_s Microsoft Internet Explorer	マイクロンフト	6.0 SP3	ネットワークブラウザ(PCバンドル製品)
	011 F03CIV	, II = , II - I - I - I - I - I - I - I - I -	大や十年、「、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C F	超高精細画面ゴッカルの画面
	L 104000N		米インユーノニノネガガロ		ノイベンレイ回回 キャプチャンフトウェア
-	JWCLP01	Screen Copy for Windows	日本ビジネスコンピュータ	4.2	画面 キャプチャソフトウェア
-	8.2.6		アドビシステムズ	8	PDFファイル閲覧ソフトウェア
-	269-05924	Office Professional Edition 2003	マイクロソフト	2003	ワープロ・表計算ソフト
-	P-2464-AH34&L1	TPBroker for java	日立製作所	03-04-/F	
-	L-S5634-1	Image-IT for IE6	日立情報通信エンジニアリング株式会13.0	3.0	TIFF画像の表示 (IEプラグイン)
-		ImageGear Professional	プロトン	12.8	イメージデータ表示、スキャナ読み取り
	A2939QF9			2.0	GUI汎用コンポーネント
	A296C424	readモ 運用パッケージ	富士通株式会社	2.0	GUI汎用コンポーネント
-	-	Microsoft.NET Framework 1.1	マイクロソフト	1.1	業務システム共通PP
-		Microsoft.NET Framework 1.1 日本語 Language Pack マイクロソフト	マイクロソフト	1.1	
-		JAVA Runtime Environment (JRE) 1.4.2	サン・マイクロシステムズ	1.4.2	
-	-	JAVA Web Service Depeloper pack 1.3	サン・マイクロシステムズ	1.3	

※他システム調達物品(認証関連ソフトウェア、ウィルス検出駆除ソフト等)は上記に含まれていない。

2. 回線 (1)広域イーサ等の専用回線を、100Base-TXで庁の環境に接続すること。接続に際しては庁担当者の指示に従うこと。 なお専用回線の敷設に当たっては、契約開始に間に合うように業者と調整し、敷設すること。 く参考> 平成23年度、本事業で使用している回線 : ビジネスイーサワイド 100Mbit/s (NTT東日本)

(2) (1)について同等品を使用する場合、庁担当者にその旨を連絡すること。当該同等品を使用して図形審査システムが正常に動作しない場合には、請負業者の責任において動作するようにすること。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業で使用する機器類等

1. 図形審査端未及びソフトウエア(1)図形審査端未及びソフトウエアは、以下のもの(或いは商標審査業務用PCについては以下のものと同等品)を使用すること。

松蓮	DPC本体 CPU:インテルR Core i7-3770 vPro プロセッサー(3.4GHz)、メモリ:12GB、ハードディスク装置: 500GB(Serial ATA/600 7.200rpm)、メモリ:12GB、ハードディスク装置: 500GB(Serial ATA/600 7.200rpm)、DVD装置:スーパーマルチ(厚型)ドライブュニッド(DVD-R就出最大10倍速、DVD-R書込最大16倍速、キーボード: USB日本語キーボード(109Aキー)、マウス:USBホイール付き3ボタンレーザーセンサーマウスコウラス・ツクスボード(AMD Radeon HD 6570) 最大解像度: 2560 × 1440 / 1677万色、ディスフレイインタフェース:デジタルディスプレイ(DVI-D準拠、HDCP対応) 24ピン × 1、DisplayPort × 1	サイズ: 27型、最大解像度: 2560×1440 / 1677万色、 画素ピッチ: 0.233mm×0.233mm、 ディズブレイケーブル長: 3.0m、インターフェース: デジタルDisplayPort、 画面部位置調節: 昇降範囲195mm		オペレーティングシステム	ネットワークブラウザ	画面キャプチャ・印刷	PDFファイル閲覧ソフトウェア		イメージデータ表示、スキャナ読み取り	GUI汎用コンポーネント	GUI汎用コンポーキント						コナント年	米に対している。	シングルサインインアプリケーション ※特幹庁より管与※	1	_	ウィルスチェックソフト
ソE ヅージ	I	1	ı	7 Professional SP1(64bit版)	9※32bit(WOW64で動作)	4.2.1	10.1以上	03-04	17	3	3	4.0	4.0	6 Update 29	6 Update 29	2010 SP1		281		3.0以上	ı	1
製造元	富士通株式会社	ナナオ株式会社	Advanced Card Systems Ltd.	Microsoft	Microsoft	日本ビジネスコンピュータ	Adobe	二	ラネクシー	富士通	富士通	Microsoft	Microsoft	Oracle Corporation	Oracle Corporation	Microsoft	· 一		NTYZK	Cisco	Microsoft	トレンドマイクロ
製品名	ESPRIMO D752/F (特許庁個別モデル)	カラー液晶モニター(FlexScan EV2736W)	ICカートリータ・ライタ(ACR122U NFC Reader)	Windows7 Professional	Internet Explorer	Screen Copy for Windows	Adobe Reader	TPBroker for JAVA	Image Gear Professional ランタイムライセンス	ComponentAA/Client J	ComponentAA/Client J Spread-E 運用パッケージ	Microsoft .NET Framework	Microsoft .NET Framework 日本語 Language Pack	Java2 Platform Standard Edtion (SDK)	Java2 Platform Standard Edtion (JRE)	VC++ 2010 SP1 Runtime (Microsoft Visual C++ 2010 再頒布可能パッ	5-7)	SmartON	CSLGuardクライアント	AnyConnect	JIS90 月換フォントハッケーン	Olient/serverSuite
基革	- (特許庁個別モデル)	EV2736W-GY	ACR122	1	1	JWCLP01	1		_	I	1	1	1	1	_	ı					1	1
種別	商標審查業務用PC			ソフトウェア																		

^{(2) (1)}について同等品を使用する場合、庁担当者にその旨を連絡すること。当該同等品を使用して図形審査システムが正常に動作しない場合には、請負業者の責任において動作するようにすること。

^{2.} 回線 (1)広域イーサ等の専用回線を、100Base-TXで庁の環境に接続すること。接続に際しては庁担当者の指示に従うこと。 なお専用回線の敷設に当たっては、契約開始に間に合うように業者と調整し、敷設すること。 く参考> 平成24年度、本事業で使用している回線 : ビジネスイーサワイド 100Mbit/s (NTT東日本)

別紙3

商標審査前サーチレポート

(図形商標の先行絞り込み調査)

- I. 商標登録出願(国内)
- Ⅱ. 国際商標登録出願(指定国官庁)

データ形式等

I. 国内の図形商標審査前調査媒体等

【 発注媒体形式 】 特許庁からの発注データ<u>は以下の形式とする。</u>

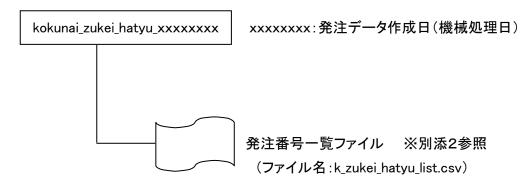
191111111111111111111111111111111111111	
媒体	CD-RW
媒体格納形式	CSV形式(CD-RW)
格納データ最大総容量	700MB(CD-RW)
文字コード	SJIS
格納ディレクトリ構成	別添1参照
格納ファイル	・発注番号一覧ファイル <u>(別添2参照)</u>

【 納品媒体形式 】 特許庁への納品データは以下の形式とする。

140111 ANNUAR 1	<u> </u>	
媒体	DAT(DDS-4, 72)	
媒体格納形式	tar形式 [※H25.1~ OpenSS	LによるAES(鍵長:256)による暗号化。]
格納データ最大総容量	4GB	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	別添3参照	
	・サーチレポート納品番号一覧	以下の条件を満たすこと。
	ファイル <u>(別添4参照)</u>	・納品番号でソート(昇順)すること。
		・納品番号が重複しないこと。
		・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。
		(ディレクトリ構成は別添3参照)
	イメージ情報	以下の条件を満たすこと。
格納ファイル		・1ページにつき1イメージとする。
		・イメージデータはTIF形式であること。
		・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。
		・イメージデータ識別については'2'(図形)を設定すること。
		・ファイル名は出願番号+''(アンダーバー)+
		ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること(すべて半角コード)
	i	・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。

I. 国内の図形商標審査前調査発注データ

【別添1】 国内の図形調査発注データ格納ディレクトリ構成



1. 国内の図形商標審査前調査発注データ 【別添2】 発注番号一覧ファイル

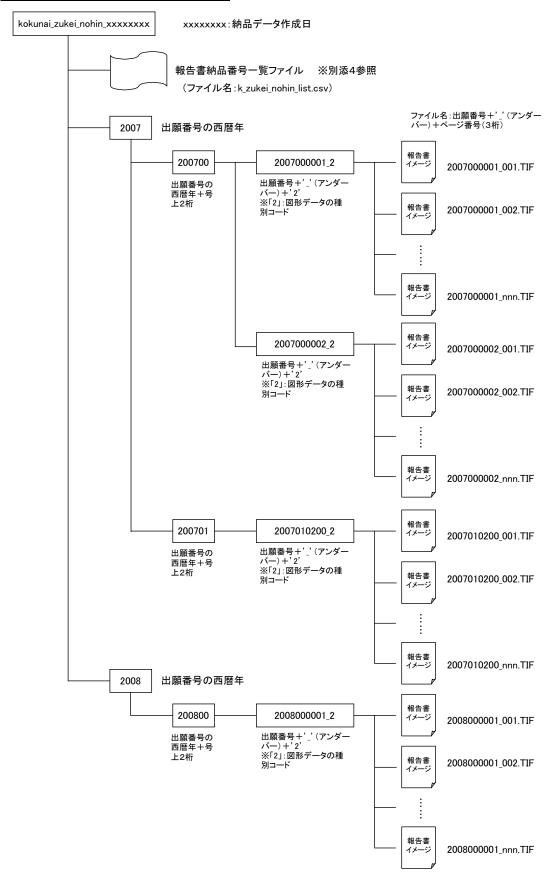
発注番	号一覧	発注番号一覧ファイル											
ファイル 名称		発注番号一覧ファイル	7.7	<u>ل</u>	ファイルID				データ量	固定長 (26バイト/レコード)	ファイル 媒体	DISK	CSV形式
1.1	相対バイト		01	1	20								
	頃田	絮灶梅卟		区切り記号(タブ)	発注デー タ作成日	区切り文字(タブ)	代表審査室コード	ENDマーク(改作)					
I	属	o		0	o	O	O	0					
	バイト数	11		-	8	-	4	-					

1.国内の図形商標審査前調査発注データ 【別添2 補足】発注番号一覧ファイル

	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。	入力ファイル名 備考		全ての項目が	メーロ医帯SICS	であること。						1TCO:機械 、1TMO:一般役務	
覧ファイル	N.C.(Not Cha	編集内容 人名	左詰後ろスペースで出願番号を設定する。	西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)の形式		タブ(0x09)を設定する。	発注データを外部媒体に格納した日付を設定する。		タブ(0x09)を設定する。	代表審査室コードを設定する。	砂行⊐一ド(0x0a)を設定する。	■代表審査室コード■ 1TAO : 化学 、 1TBO : 食品 、 1Tr 1TKO : 雑貨繊維、1TLO : 産業役務、1TI	
発注番号一覧ファイル		N.C. SPACE	在	മ		<u> </u>	然		<u> </u>	#	各		
-401		バイト数	11			-	8		1	4	-		
		属性/	char			char	char		char	char	char		
項目編集条件表		及目 並	発注番号	(必須)		区切り文字(タブ)	発注データ作成日	(必須)	区切り文字(タブ)	代表審査室コード	エンドマーク	(必須)	
補足		殖番	-			2	3		4	2	9		

I. 国内の図形商標審査前調査納品データ

【別添3】 図形調査納品データ格納ディレクトリ構成



1. 国内の図形商標審査前サーチレポート納品データ 【別添4】 サーチレポート納品番号一覧ファイル

	CSV形式					
	DISK					
	ファイル 媒体					
	固定長 (22バイト/レコード)					
	データ量					
覧ファイル	番号 一覧ファイ ファイル ル ID		終品番号 を	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
調査納品番号一覧ファイル	ファイル 調査納品番号 · 名称 ル	サンジを開	融 田 名	世	7	

1. 国内の図形商標審査前納品データ 【別添4 補足】 調査納品番号一覧ファイル

補足	項目編集条件表		調	5約5	播号	調査納品番号一覧ファイル		
						N.C.(N	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。	ま設定する。
項番	項目名	属性,	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
-	粉品番号	char	11			左詰後ろスペースで出願番号を設定する。		
	(必須)					西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)の形式	か IDS	全ての項目が SJIS半角コード
2	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。	 で で	であること。
3	イメージデータ識別	char	-			, 2, (図形データ)を設定		
	(必須)							
4	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
2	イメージデータタイプ識別	char	-			' 1' (TIF)を設定		
	(必須)							
9	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
7	イメージデータ解像度識別	char	-			' 1' (200dpi)を設定		
	(必須)							
8	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
6	イメージデータ総ページ数	char	က			当該出願番号のイメージデータ総ページ数を		
	(必須)					前ゼロ埋めで設定する。		
10	ENDマーク (まな)	char	-			改行コード(0x0a)を設定する。		

Ⅱ. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査媒体等

【 発注媒体形式 】 特許庁からの発注データは以下の形式とする。

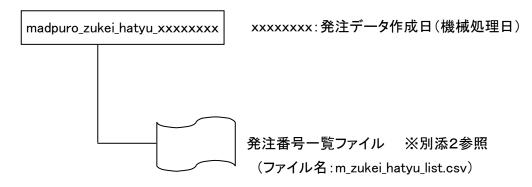
媒体	CD-RW
媒体格納形式	CSV形式(CD-RW)
格納データ最大総容量	700MB (CD-RW)
文字コード	SJIS
格納ディレクトリ構成	<u>別添1参照</u>
格納ファイル	・発注番号一覧ファイル (<u>別添2参照</u>)

【 納品媒体形式 】 特許庁への納品データは以下の形式とする。

	<u> </u>	
媒体	CD-RW	
媒体格納形式	CSV形式(CD-RW)	
格納データ最大総容量	700MB(CD-RW)	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	別添3参照	
格納ファイル	・納品対象案件ファイル <u>(別添4参照)</u>	以下の条件を満たすこと。 ・管理番号でソート(昇順)すること。 ・管理番号が重複しないこと。 ・外注管理番号識別は'2'(庁内整理番号)であること。 ・外注種別は'3'(図形)であること。

Ⅱ. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ

別添1 国際商標登録出願の図形調査発注データ格納ディレクトリ構成



11. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ

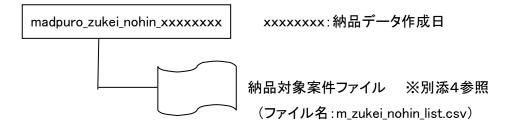
	CSV形式					
	DISK					
	ファイル 媒体					
	固定長 (26バイト/レコード)					
	データ量					
			区切り文字(タブ)代表審査室コード日NDマーク(改行)	0	1 4 1	
	ファイルID	20	区切り記号(タブ) 発注データ作成日	0	ω	
11h	号一覧ファイル	01	然 江梅卓	o	=	
発注番号一覧ファイル	,儿 発注番号一	相対バイト	 田 名	瓶	バイト数	
発注	ファイル 名称					

1. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ 【別添2 補足】発注番号一覧ファイル

補足	項目編集条件表		架	無	III	発注番号一覧ファイル		
						N.C.(Not Ch	nange)···その	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。
項番	項目名	属性/	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容 人名	入力ファイル名	備考
-	発注番号	char	11			左詰後ろスペースで庁内整理番号を設定する。		
	(必須)					西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)+国際分割記号1桁		全ての項目が
						の形式		SUIS半角コード
7	区切り文字(タブ)	char	-			タブ(0x09)を設定する。		であること。
3	発注データ作成日 (必須)	char	_∞			発注データを外部媒体に格納した日付を設定する。		
4	区切り文字(タブ)	char	1			タブ(0x09)を設定する。		
2	代表審査室コード	char	4			代表審査室コードを設定する。		
9	エンドマーク	char	-			改行⊐一ド(0x0a)を設定する。		
	(必須)							
						■代表審査室⊐一ド■ 1TAO : 化学 、 1TBO : 食品 、 1T 1TKO : 雑貨繊維 、1TLO : 産業役務、1T	1TCO:機	機械

Ⅱ. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査納品データ

別添3 国際商標登録出願の図形調査納品データ格納ディレクトリ構成



11. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査納品データ

	CSV形式					
	イボ		Hンボルー ひ(長作)	O	-]
	スレルボル		风谷	υ	MAX100	
	DISI		区切り文字(カンマ)	O	-	
	ファイル 媒体	08	公式通知日	0	8	
			出願日の切り文字(カンマ)	0	8	
	可変長 (157バイト/レコード)	40	区切り文字(カンマ)	0	-	
	同 (157// 1		区切り文字(カンマ)代表審査室 コード	0	4	
	データ量	8	納品デー 夕作成日	o	8	
Ì		3	区切り文字(カンマ)	U	-	
		20	発注デー 夕作成日	o	8	
ŀ	7	\exists	女 日 直 リ 区切り文字(カンマ)	0	-	
	アイルID		区切り文字(カンマ)外注種別	O	1 1	
	7	01	御理審号	o	11	
	納品対象案件ファイル		区切り文字(カンマ)	0	-	
[]	※	_	外注管理番号種別	O	1	
ン 上 	納品対象	相対バイト	<u> </u>	属性	バイト数	
	ファイル 名称					

正. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査納品データ【別添4 補足】 納品対象案件ファイル

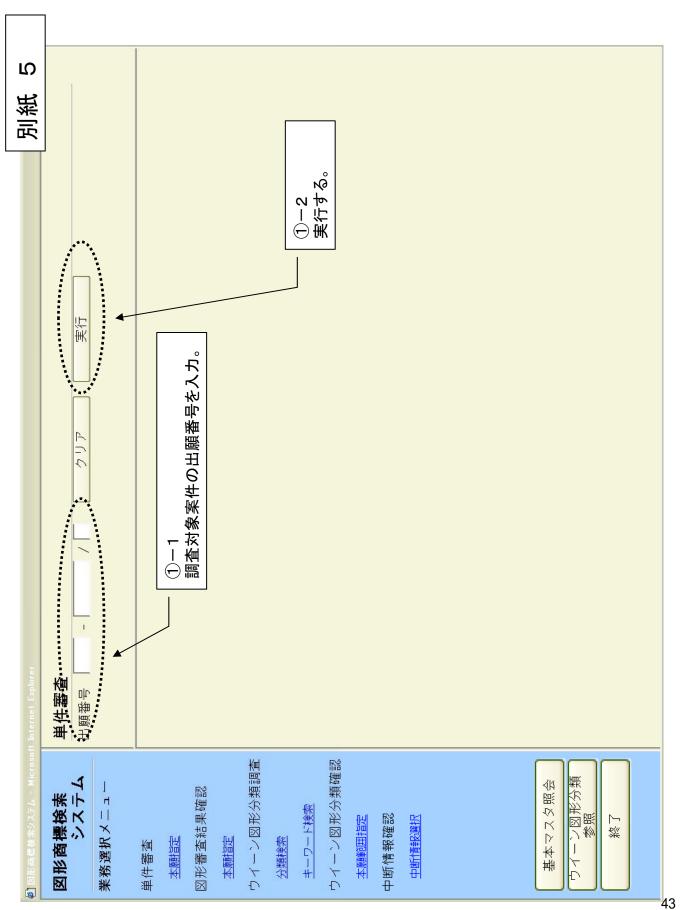
補足	. 項目編集条件表		納品対象案件ファイル	黎	件フ,	r41L			
						N.G.(N	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。	のまま設定する。	1
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考	
-	外注管理番号種別	char	1			'2'(庁内整理番号)を設定する。			
	(必須)							全ての項目が	
								SJIS半角コード	
								であること。	
2	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
3	管理番号	char	11			左詰後ろスペースで庁内整理番号を設定する。			
	(必須)					西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)+国際分割記号1桁			
						の形式			
4	区切り女字(カンマ)	r r	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
٢		2	-			- インフィン・ハン・アート 60			

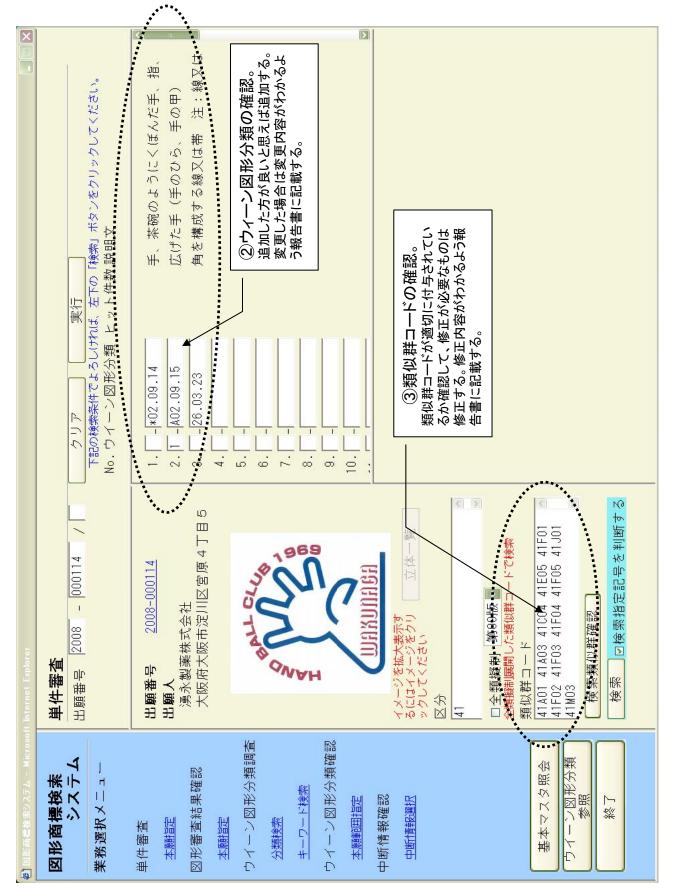
補足	項目編集条件表		納品対象案件ファイル	後 殊	件ファ	11r		
						N.C.(Not	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。	ま設定する。
項番	項目名	属杆	属性 バイト数	N.O.	N.C. SPACE	編集内容	入力ファイル名	備书
5	外注種別 (必須)	char	-			3' (図形データ)を設定する。		
9	区切り文字(カンマ)	char	-		Ĺ	半角カンマ(0x2c)を設定する。		
7	発注データ作成日	char	0 or 8			発注データを外部媒体に格納した日付を設定する。対象外の場合は設定しない。		
8	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
o	納品データ作成日(必須)	char	ω			納品データを外部媒体に格納した日付を設定する。		
10	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
=	代表審査室コード	char	0 or 4			本案件の最終的な審査を担当する代表審査室コードを設定する。 を設定する。 対象外の場合は設定しない。		
12	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
13	田願日	char	0 or 8			出願日を設定する。 (西暦年(4桁)+月(2桁)+日(2桁)) 対象外の場合は設定しない。		
14	区切り文字(カンマ)	char	-		ľ	半角カンマ(0x2c)を設定する。		
15	公式通知日	char	0 or 8			指定通知日(国際事務局が指定国に送付した日) を設定する。 対象外の場合は設定しない。		
16	区切り文字(カンマ)	char	-			半角カンマ(0x2c)を設定する。		

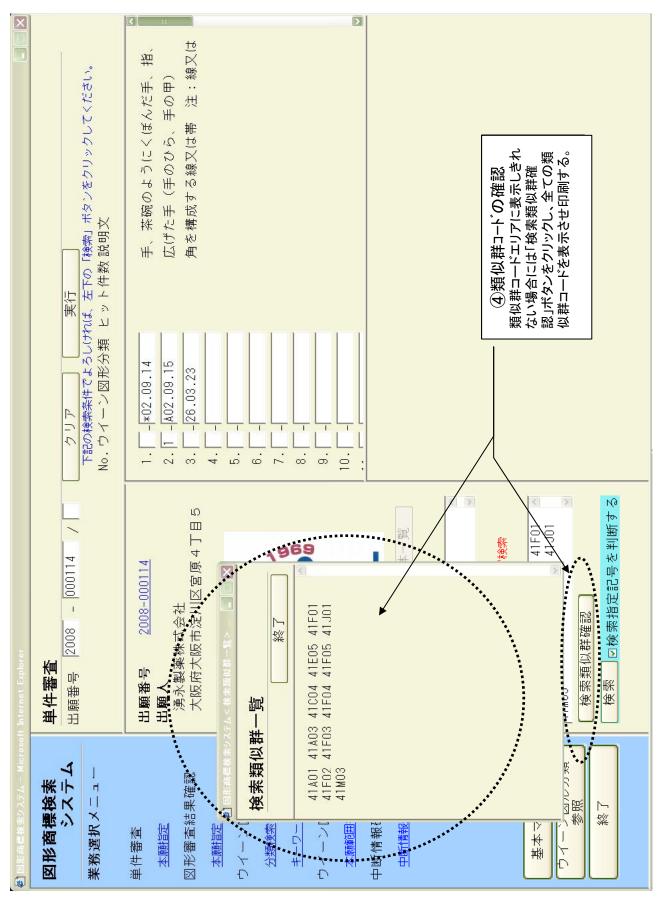
補足		項目編集条件表		納品対象案件ファイル	終殊	年ファ	イル		
							N.C.(Not G)	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。	まま設定する。
項番		項目名	属性	属性 バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
17	长凶		char	char MAX100			区分を昇順で設定する。		
							対象外の場合は設定しない。		
18	エンドマーク		char	-			改行⊐一ド(0×0a)を設定する。		
	(必須)								

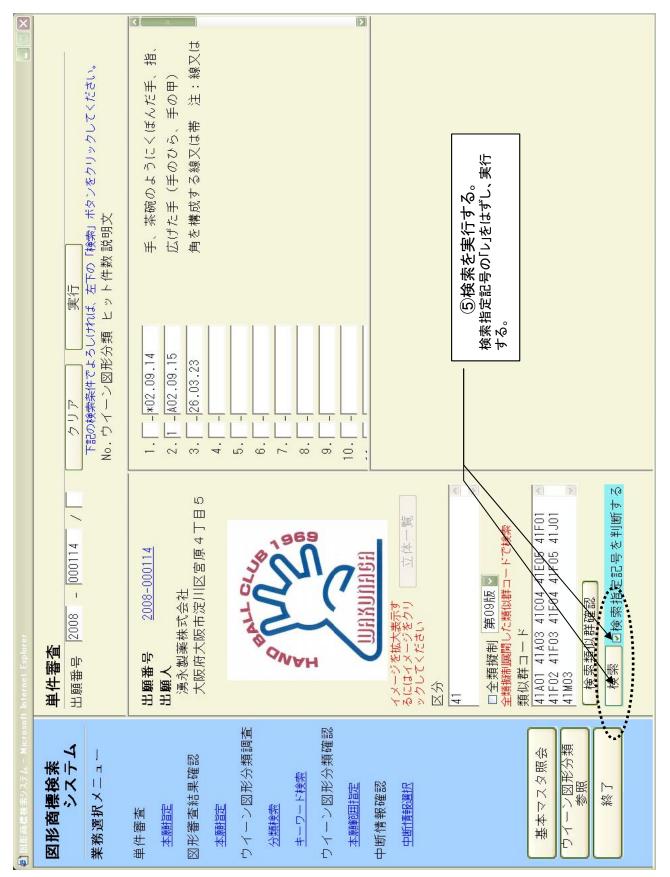
調査報告書 商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)

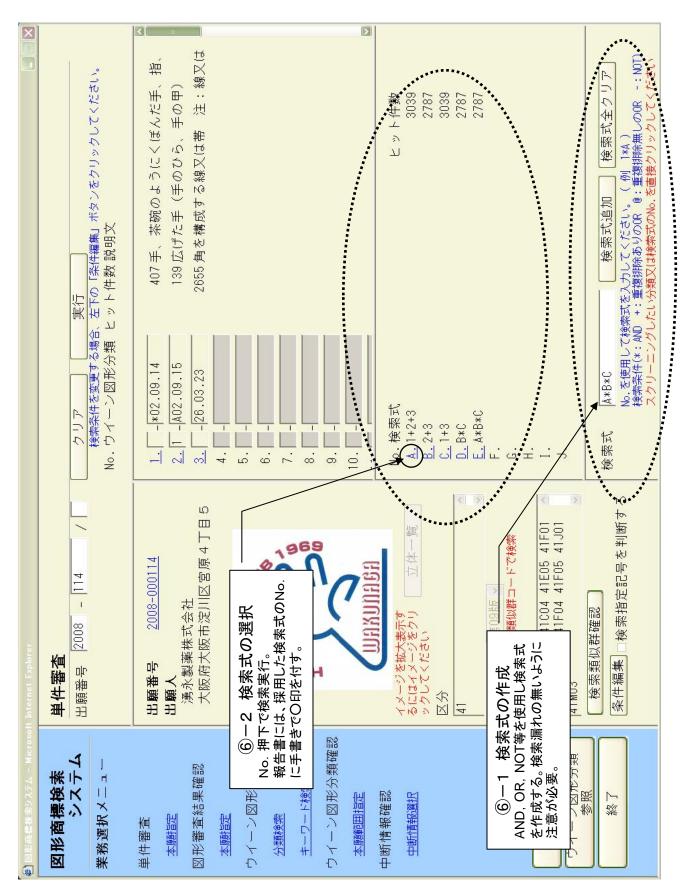
	審査室					
_	 化学 食品 機械 雑貨繊維	産業役務		一般役務	マドプロ	ا ا
0	出願番号					
	I					
	調査結果					
	1 類似する先行商標はありませんでした。					
က	2 その街					
						^
	スクリーニング日	作成日				
4	平成 年 月 日		平成	年	Ы E	В
2	作成者	管理者				印

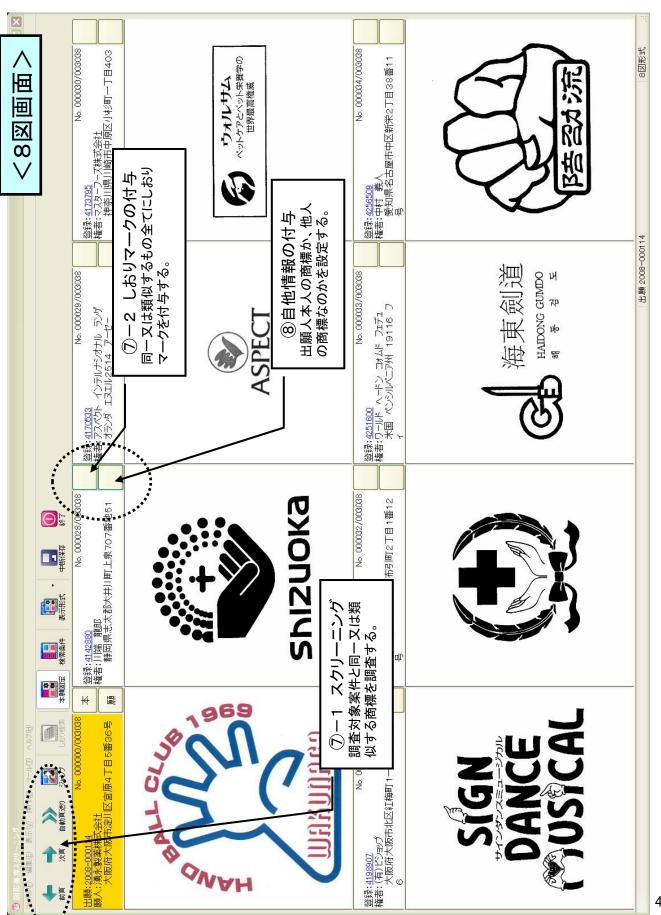


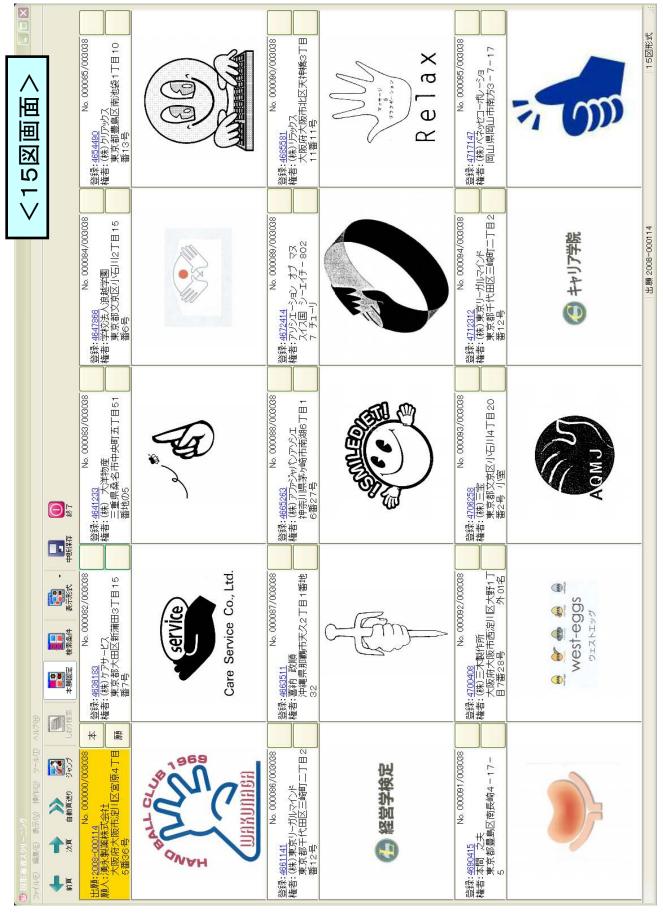


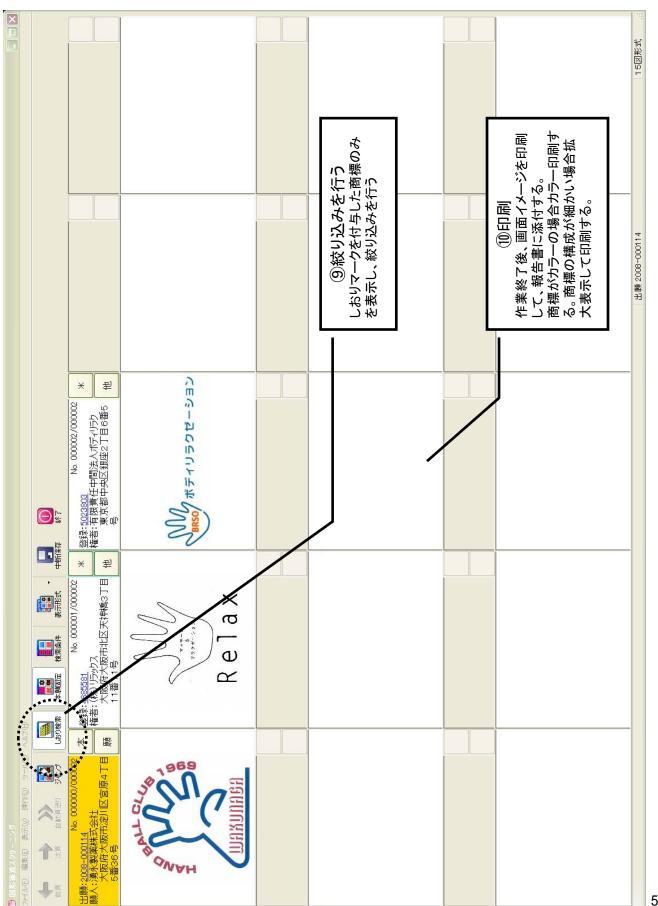












図形要素を構成中に含む出願商標の 先行商標絞り込みの基本的な考え方及び基準

商標審査前調査(図形商標の先行絞り込み調査)事業の調査結果は、当該図 形要素を含む出願商標が、商標法に規定する不登録事由(商標法第4条)に該 当するか否かの審査を行う上での判断材料となるものであるから、同法に規定 する不登録事由に該当する可能性及びそのおそれのある商標を漏れなく抽出す ることが必要である。

図形商標の先行絞り込み調査にあたり、類似する商標を漏れなく検索するためには、その類似の範囲を幅広くして検索を行うことが求められる。

他方、過度のしおり付与はノイズとなるおそれがあり、時として判断の障害になる場合もあることに留意しなければならない。

図形の絞り込み調査を的確に行うためには、ウィーン図形分類によって付与されたタームを的確に利用した効果的な検索式を策定することと、その検索式を用いて、端末画面上で行うスクリーニング(ふるい分け)作業とが一体となって、はじめてそれが可能になる。

以下、検索式の作成の基本的考え方と手法及びスクリーニングの基本的考え 方と手法について、説明する。

1. 検索式作成の基本的な考え方

図形要素を構成中に含む出願商標の先行商標絞り込みにあたっては、本願商標を観察しその構成中の図形部分の各要素に付与されているウィーン図形分類を基に、要部たり得る部分の図形分類の組み合わせをいかに効率化して演算子に転換するかを考慮して、複数の演算子を組み合わせることによって作成する。

検索式の作成においては、調査対象商標全体の構成を観察し、特に要部または識別力の高い部分を優先し、ありふれた輪郭や品質表示、用途表示等識別力の弱い部分は優先度を下げるか、不要と認められる場合には、捨象する等、構成中の図形部分を的確に認定することが必要となる。

また、外観類似の範囲を広めに絞り込むという観点が必要なことから、商標全体の構成や要部と思われる部分の図形要素を基に、その商標と類似する図形を推測し、既に付与されているウィーン図形分類に類推したウィーン図形分類を追加した上で、検索式を作成することも必要である。

検索式の基本は、調査対象商標の図形部分の構成要素毎に付与されている図形分類の論理和「AまたはB」の関係を導く検索(OR検索)、論理積「AかつB」の関係を導く検索(AND検索)、を組み合わせることにより作成する。

「OR検索」を用いた検索の際には、検索結果が非常に多数になるケースがあることから、適宜「重複排除あり」の演算式を使用する。

検索式の作成にあたっては、上記「OR検索」及び「AND検索」を組み合

わせることにより、効率的かつ適切な検索が出来るように十分配慮する。

また、「AND検索」によるサーチ漏れがないか否か、あるいは「OR検索」によりスクリーニングの件数が過度に増加することがないか否か等を考慮しつつ、的確かつ効果的な検索式を作成する。

管理者は、調査者が作成した検索式について、本願商標の図形要素を理解し、必要な図形分類を使用した「OR検索」又は「AND検索」の組み合わせを十分考慮しているか(図形分類の追加は必要ないか)、「AND検索」の危険性を回避した担保があるか、検索漏れが生じていないか、検索件数も考慮されているか等の、有効かつ効率的な検索式であるかについて確認する。

2. スクリーニング

端末画面上で行うスクリーニング(ふるい分け)による絞り込み作業は、検索の結果、画面に表示される商標のうち、調査対象案件の商標と外観において類似していると思われる商標を絞り込むものである。

調査対象案件の商標と検索された商標の全体を観察し、両商標が構成の軌を 一にしているか、時と所を異にして接した際に出所の混同を起こすおそれがあ るか、全体の構成中需要者に強い印象を与える部分は何か等を考えて検索し、 審査官が商標法第4条第1項第11号及びその他の不登録事由の判断を行う 際に有益となる商標を漏れなくスクリーニングする。

以下、調査対象案件の商標(以下、「A商標」という。)と検索された商標(以下、「B商標」という。)との関係において、スクリーニングする場合について説明する(具体的事例については、別紙7「スクリーニングの具体的事例」を参照のこと。)。

a. 商標全体が構成の軌を一にする商標

A商標とB商標とが、子細に観察すれば相違点はあるものの、構成要素、構図、表現方法など基本的な特徴が近似し、時と所を異にして接した際に、見る者に与える商標全体の主たる印象が類似している場合。

b. 商標の構成中の要部が構成の軌を一にする商標

A商標又はB商標の構成中、見る者が強く注意を惹かれる図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的特徴が近似し、見る者に与える商標全体の主要な特徴の印象が類似している場合。

c. A商標の構成中に著名なB商標を想起させる部分を有する場合

なお、上記 a ~c は、次の場合にも同様とする。

●A商標又はB商標が立体商標である場合

A商標(立体商標)を表す各図面をそれぞれの方向から見た場合に、立体形状全体、又は、特定の方向から表された図面と、B商標(平面商標)

が外観において類似している場合(A商標が平面商標で、B商標が立体商標の場合もある。)。

●B商標がサブデータ[※]の情報で示された標章の場合

^{※ 「}サブデータ」: 周知・著名商標、医薬・農薬品、種苗法による品種名称、商標法第3条 拒絶審決に係る商標等についてデータベースに蓄積されている検索用データ。検索画面の 書誌事項欄に「KEN」「CHO」「ISO」「INN」等で表される。

スクリーニングの具体的事例

- (1) 子細に観察すれば相違点はあるものの、構成要素、構図、表現方法など 基本的な特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体の主たる印象 が似ているもの
 - ●正三角形の三辺を内側に彎曲させ、円で囲んでいる点等構成要素に類似する点も多く、回転させた際には似ている印象を与える。





●色彩を反転させた商標であり、全体として似ている印象を与える。





●黒く塗りつぶした円形図形を2本の曲線で取り囲む構成を共通にしており、全体として似ている印象を与える。





●円輪郭の内部に黒く塗りつぶした三角形を2つ配置する構成を共通 にしており、全体として似ている印象を与える。





●表現方法において差異は認められるもの、構成要素等類似する点も多く、全体としても両者は「ポロプレイヤー」を表したものと需要者に印象づけ、似ている印象を与える。



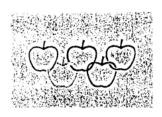


●人物の描写に差異はあるものの、鯉のぼりと思しき図形に人物が跨っている構成を共通にしており、全体として似ている印象を与える。





●小さく表示した場合等には、五輪マークの輪とりんご形状の略円形図 形の外観上の相違がこれに接する者に与える印象は小さく、全体として 紛らわしい





●アルファベット1文字を矢で貫いているという構成であり、全体として受ける印象が似ている。





- (2) 商標に接する者が強く注意を惹かれる図形部分の構成要素、構図、表現 方法など基本的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体におけ る主要な特徴の印象が似ているもの
 - ●アルファベットの「a」の文字を表したものであり、上向きの矢印を 配置する等の特徴を共通にし、全体としても類似の印象を与える可能性 がある。





●白抜き図形部のうち、特に視覚印象に強く映るのは左側から右側へ流れる如く表された放物線上の図形であり、その主要な特徴をもっているゆえに似ている印象を与える。)





●黒く塗り潰した円図形内に表された無限大の記号風の図形が、特に視覚印象に強く映る部分であり、細部に差異はあるとしても、その主要な特徴をもっているゆえに似ている印象を与える。





●背景等に明確な差異はあるものの、「鰹」がはね上がった如くに表した図形が接する者の注意を強く惹くため、全体としても類似の印象を与える可能性がある。





●二つの「R」の文字を少しずらして重ね合わせた図形であり、重ね具合も同一に近く、商標に接する者に似ている印象を与える。





●一方はアメリカンフットボールのヘルメットとインディアンの横顔 部分を組み合わせてなるものであるが、最も注意を惹く部分は図形中央 に顕著にあらわされたインディアンの横顔部分であり、商標に接する者 が紛らわしく感じる。





- (3) 識別力のない構成要素以外の部分の図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体における主要な特徴の印象が似ているもの
 - ●円形図形で囲まれていなければ、その構成要素等類似する部分も多く、 両者とも天秤風図形を表しているものとして類似の印象を与える可能 性がある。



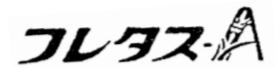


●輪郭の形状やその太さ等に差異はみられるものの、林檎と思しき黒塗り図形を表しており、全体として類似の印象を与える可能性がある。





- (4) 文字と図形の結合商標の図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本 的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体における主要な特徴 の印象が似ているもの
 - ●稲穂とその葉をモチーフとした図形を共に有しており、商標に接する 者に似ている印象を与える。





●特定の事物を表したものでなく全く酷似した図形を共に有しており、 商標に接する者が紛らわしく感じる。





バッケン モーツァルト

- (5) 図形要素が分離して複数存在する構成よりなる商標の一部と主要な特徴の印象が似ているもの
 - ●細い線からなる縞模様の「U」の文字を左向きに描いた図形を共通に するものであり、その特徴ゆえに似ている印象を与える。



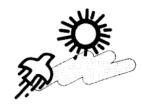


●雪の結晶をデザインしたと思しき図形を共通にするものであり、その 特徴故に似ている印象を与える。





●雲と思しき図形の有無に差異があるが、特徴ある部分を共通にするため、全体から感じる印象は似ている。





●構成中、独立して顕著に描かれている紋章部分を共通にするため、全体から感じる印象は似ている。





- (6) 対比する図形要素が抽象的な図形であっても、人、動物、物等の具体的な事物を認識させるものであれば、その観点から観察して主要な特徴の 印象が似ているもの
 - ●表現方法に差異はあるが、共にピーナッツを擬人化させステッキを持たせたような図形であり、似た印象を与える。





●各構成要素において差異があるが、ともに人間が椅子に座って勉強し

ていると思しき姿を表していると認識させるものであり、商標に接する 者が紛らわしく感じる。





●目玉や尾羽根の有無の差異を有するが、抽象的に鳥を描いたものと認識させるものであり、商標に接する者が紛らわしく感じる。





●表現方法には差異を有するが、黒塗りと白抜きの人間の顔を重ねて抽象的に描いてあるところが印象的であり、商標に接する者が紛らわしく感じる。





●表現方法を異にするが、太陽を擬人化して描かれており、中央の円形を顔に見立て、その周囲を炎を表現したと思しき図形で囲んでいる等の 共通点もあり、商標に接する者が紛らわしく感じる。





●一方はトマトの形を表したものであり、もう一方は特定できないが、 共にへ夕がついている実を擬人化したものとして認識されるものであ り、全体として似ている印象を与える。





●帽子をかぶり大きな靴を履いた動物を擬人化した点において共通するもので、全体として似た印象を与える。





●円形の図形を中心に手足や顔を配置し擬人化しているという共通点を有し、全体として受ける印象が似ている。



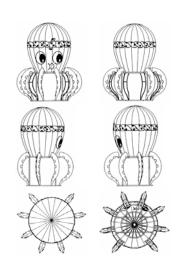


- (7) 背景図形が近似していることにより、商標全体の主たる印象が似ているもの
 - ●背景として、牛の放牧と思しき図形を表してなり、全体として似た印象を与える。





- (8) 立体商標を表す各図面をそれぞれの方向から見た場合に、立体形状、図 形が外観において似ているもの
 - ●立体商標を正面からみたときの外観図と比べた場合、需要者の注意を 惹く部分である蛸を擬人化した顔の部分及び全体形状が似ており、全体 として似た印象を与える。





- (9) 構成中に著名な商標を想起させる部分を有する商標
 - ●構成要素・構図が似ており、周知著名な商標を想起させる。





以上

(商標審査便覧42.111.01より抜粋)

出願人の同一認定に関する取扱い

出願人と登録されている権利(商標権又は防護標章登録に基づく権利)を有 する者が同一人であるか否かを認定するに当たっては、住所、氏名等の表示が 全く同一であることを必要とすることなく、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1. 一致するものとみる場合
 - (1) 明らかな音訳上の相違による場合

(2) 行政区画又は土地の名称の変更による相違の場合

(なお、商標登録令第10条で準用する特許登録令第39条において原簿に記録され た名称は変更されたものとみなされる。)

(3) 国名、領地の変更による相違の場合

(4) 区切り記号(コンマ、ピリオド、中点、句点、読点)及び連字符(ハイ フォン) の有無又は相違による場合

(5) その他

東京都世田谷区世田谷 2 - 1 3 <u>番</u> 東京都世田谷区世田谷 2 - 1 3 例3 (10036 ニューヨーク州ニューヨーク (10036 ニューヨーク (10036 ニューヨータ (10036 ニュー

商標審査前サーチレポート (図形商標の先行絞り込み調査)作成事業 応札資料作成要領

特許庁

目 次

第1章	特許庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料	2
第2章	評価項目一覧に係る内容の作成要領	3
2.1	評価項目一覧の構成	3
2.2	遵守確認事項	3
2.3	提案要求事項	4
第3章	提案書に係る内容の作成要領及び説明	5
3.1	提案書の構成及び記載事項	5
3.2	提案書様式	6
3.3	応札者による資料の提案書の説明(プレゼンテーション)	6
3.4	留意事項	6
第4章	提案書雛形	7
4.1	提案書雛形を利用するに当たっての留意事項	7
4.2	提案書雛形の見方	7
<i>M</i> r – **	Du रंग	0
第5章	別紙	8
5.1	(別紙①)提案書雛形	8
5.2	(別紙②)質問状	8
5.3	(別紙③)テスト調査	8

本書は、商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業の調達に係る応札資料 (評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 特許庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

特許庁は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、特許庁へ提示する。

[表 1 特許庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①実施要項	本調達の対象である商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み
	調査)作成事業の詳細内容を記述(作業内容等)。
②応札資料作成要領	評価項目一覧及び提案書に応札者が記載すべき項目の概要や、提案書の
	雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項、必須項目及び任意項目の区分、得点配
	分等を記述。
④評価手順書	特許庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の
	算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 応札者が特許庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧 の遵守確認	実施要項に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、
欄及び提案書頁番号欄に必	遵守確認欄に〇×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁
要事項を記入したもの	番号(別紙を有する場合は該当箇所を明示すること)を記入したもの。
②提案書	実施要項に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて
	説明したもの。主な項目は以下のとおり。
	■ 事業の目的
	■ システム等基盤整備
	■ 事業者の体制
	■ 調査業務の実施方法
	■ 業務スケジュール
	■ 担当者の能力・経験

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表 3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目 一覧にお ける項番	事項	概要説明
リる頃田		
	遵守確認事項	商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業
0		を行う上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求め
		ず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
		例:著作権の移転、貸与物の使用等
		提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案
1~7	提案要求事項	書について、各提案要求事項の必須項目及び任意項目の区分け、得点
1.07	, 使未安小争填 	配分の定義に従いその内容を評価する。
		例:本事業の目的、システム等基盤整備、事業者の体制等

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧(遵守確認事項)」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表4及び表5を参照すること。

[表 4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明·記入要領	記入者
大項目~	遵守確認事項の分類	特許庁
中項目		付品工刀」
内容	遵守すべき事項の内容	特許庁
	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可	
遵守確認	能な場合(実現・遵守の範囲・レベル等について限定、確認及び調整等が必要	応札者
	な場合等を含む)には×を記載する。	

[表 5 遵守確認事項の一覧表のサンプル]

大項目	中項目	内容	遵守 確認
0. 遵罚	P確認事項		
	0.1. 作業の実施	要求される作業を実施すること(実施要項2.(5)を参照)	
	0.2. 納入物	要求される納入物を納入すること(実施要項2.(9)を参照)	
	0.3. 守秘義務	要求される守秘義務を行うこと(実施要項8.(3)を参照)	
	0.4. 著作権	納入物の著作権は納入物を提示した時点をもって発注者に帰属し、受注者は著作者人格権の行使を行わないこと(実施要項8.(4)@を参照)	
	0.5. 貸与物の使用	貸与物を本業務以外に用いないこと(実施要項2. (4)®を参照)	

2.3 提案要求事項

評価項目一覧(提案要求事項)における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧(提案要求事項)」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表 6 及び表 7 を参照すること。

なお、提案要求事項のうち「4.6.テスト調査」の項目において、テスト調査の方法については、 別紙③を参照のこと。

[表 6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明·記入要領	記入者
大項目~ 中項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	特許庁
提案要求内容	応札者に提案を要求する内容	特許庁
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	特許庁
得点配分 (基礎点+加点)	各項目に対する配点	特許庁
雛形頁番号	(別紙①)提案書雛形*における雛形の頁	特許庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

^{*:}応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛型。提案要求事項毎の記述内容、 評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

[表 7 提案要求事項の一覧表のサンプル]

大項目	中項目	提系景泉內容	得点配 分			禁 脉	提案書	
			基礎点	Þá		京都寺	東番号	
1. 享業の目的								
	1.1. 本事業の目的	・本事業の目的について記載すること。	2	-	①本事業の目的について 記載 されているか。	1		
			-	10	①本事素の目的・必要性が、実際行物をとりませけ会情的と称に真真的に定義されており、その内容が受当なものであるか。 空域生涯のと世期の遅れが実際事金に与える影響について具体的な影響がされており、これを回復するための具体的な影り組みが提来 されているか。			
2. システム羊差盤機								
	2. 1. システム環境	・事業に必要なシステム環境の構築について、その方法、スケジュール等に ついて記載すること。	2	-	○事業に必要なシステム環境の機能について記載されているか。 ②データフォーマットの変更等、庁のシステム変更に対応することについて、自社の負担により対応可能な記載があるか。	2		
				5	①調査者用の審査指末を15合以上調達する提案がされているか。			
			-	s	②審査が運延しないよう業務を開始できるように機群の課題・専用回線の痕数等の必要なシステム環境整備の方法及びスケシュール等が具体的に提案されているか。			
				10	③管理者が調査者として調査する際に用いる審査端末が、①の調査者用の審査端末とは別に調達する提案がされているか。			

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの、及び求められる 提案要求事項の概要を示す(表 8)。提案書は、表 8 の項番、項目内容に従い、提案要求内容を 十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を 参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項 目一覧」で指定されている別添「提案書雛型」を参照すること。

[表 8 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明					
1	事業の目的	本事業の目的の提案					
2	システム等基盤整備	事業に必要なシステム環境の構築・整備の提案					
3	事業者の体制	組織体制、連絡体制、有益な設備、過去の実績					
4	調査業務の実施方法	作業工程、作業手順及び調査方法、校閲、報告書の作成、品質管理、テスト調査					
5	業務スケジュール	業務スケジュール、進捗管理					
6	担当者の能力と経験	調査者、管理者					
7	その他	事業遂行のための経営基盤					

3.2 提案書様式

① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。

- ② 提案書及び評価項目一覧は A4 判力ラーにて、全7部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則として A3 判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提案書の提出は、上記紙資料を7部提出するとともに、電子媒体でも提出する。提案書7部のうち、1部については会社名等の記載を行い、残りの6部については会社名等の記載を行わないこと。電子媒体のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする(これに拠りがたい場合は、特許庁まで申し出ること。)

3.3 応札者による提案書の説明(プレゼンテーション)

- ① 応札者は、特許庁からの要請があった場合、自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明にあたっては、特許庁にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則として管理者が実施し、出席者は3名以内とする。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時・場所等については、入札締切(提案書受領期限)後に特許庁と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、発表時間20分、質疑応答20分、準備時間5分とする。プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間をふまえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。
- ④ プレゼンテーションに際しては、PC、プロジェクターは使用せず、紙で行うこと。

3.4 留意事項

- ① 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ② 特許庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ③ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙②の質問状に必要事項を記載の上、別途提示する期限までに電子メールにて特許庁商標課企画調査班に提出すること。
 - ・提出先アドレス : <u>PA1400@jpo.go.jp</u> (メールの件名は、「応札資料(図形サーチレポート)に関する質問」とすること。)
- ④ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと特許庁が判断した場合は、 提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合が ある。
- ⑤ 受理した提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示している。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目(詳細は、4.2 提案書雛形の見方を参照) を提案書に含めなければならない。
- 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への遵守を求める ものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にするかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形の見方

提案書雛形(第 5 章を参照)は、別添「評価項目一覧」の提案要求事項毎に作成されている。各 提案要求事項と対応する提案書雛形は、「評価項目一覧」の雛型頁番号の列に対応づけられて いる。

また、提案書雛形の各ページは、提案書に求められる記述内容、記載項目、記述例、基礎点評価の観点・加点評価の観点より構成されている(図 1 を参照)。

各構成要素の説明は以下のとおり。

- 記述内容:該当する要求提案事項について、応札者が提案書に記述すべき内容を 説明している。
- 記述例:提案を記述する際の表記例。あくまで例であるため、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への遵守を求めるものではない。
- 基礎点評価の観点:基礎点獲得のために必要な記述内容を示す。本欄の記載 事項を満たせば、基礎点が付与される。
- 加点評価の観点:加点評価を行う際の評価観点を示す。採点者はこの観点に従って評価を行い、その結果に応じて加点を付与する。

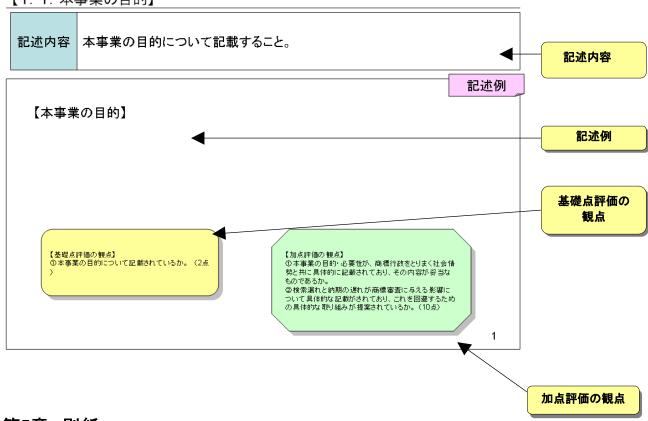
なお、応札者は提案の際、より具体的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提示することが可能である。

[図1提案書雛形のページ構成]

1. 事業の目的

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行線り込み調査) 応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

【1.1.本事業の目的】



第5章 別紙

- 5.1 (別紙①)提案書雛形
- 5.2 (別紙②)質問状
- 5.3 (別紙③-1)テスト調査

(別紙③-2)テスト調査用サンプル

※(別紙③-2)テスト調査用サンプルは入札説明会において配付します。

本事業の目的】

記述内容

本事業の目的について記載すること。

記述例

【本事業の目的】

【加点評価の観点】

①本事業の目的について記載されているか。(2点

【基礎点評価の観点】

- 勢と共に具体的に記載されており、その内容が妥当な
- ついて具体的な記載がされており、これを回避するため の具体的な取り組みが提案されているか。(10点) ②検索漏れと納期の遅れが商標審査に与える影響に

①本事業の目的・必要性が、商標行政をとりまく社会情 ものであるか。

1. システム環境】

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記述内容

事業に必要なシステム環境の構築について、その方法、スケジュール等につ いて記載すること。

記述例

【事業に必要なシステム環境の構築及びスケジュールについて】

【基礎点評価の観点】

- ①事業に必要なシステム環境の構築について記載されているか。 ②データフォーマットの変更等、庁のシステム変更に対応すること
- について、自社の負担により対応可能な記載があるか。(2点)

【加点評価の観点】

- ①調査者用審査端末を15台以上調達する提案がされ ているか。(5点)
- 調達・専用回線の敷設等の必要なシステム環境整備の 方法及びスケジュール等が具体的に提案されているか。 ②審査が遅延しないよう業務を開始できるように機器の
- ③管理者が調査者として調査する際に用いる審査端末が、①の調査者用の審査端末とは別に調達する提案がされているか。(10点)

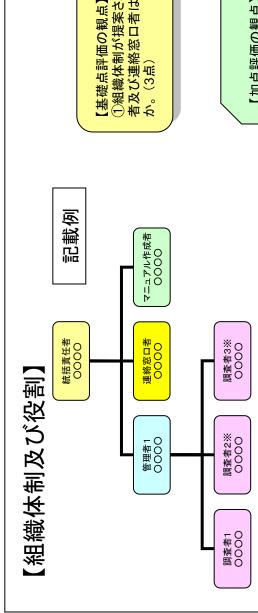
[3.1. 組織体制]

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記述内容

本業務を行う組織体制を、役割毎に分けて詳細に記載すること。

記述例



①組織体制が提案され、各役割(調査者、管理者、マニュアル作成 者及び連絡窓口者は必須)、その人数についても明記されている

【加点評価の観点】

- ①常駐の調査者が15人以上確保できる提案がされているか。
- ②常駐の管理者が2人以上確保できる提案がされているか。

【組織体制についての提案】

- ③調査の精度をより向上させるための研修、及び、繁閑に合わせた増員や交代時の引継ぎの対応について提案されているか。 10点)
- (10点)
- 調査を円滑に進めるための新たな実施体制を設ける等のバック 4当初の実施体制では調査が実施計画通り進まない場合に、 アップ体制が具体的に備わっているか。 (10点)

[3. 2. 連絡体制]

記述内容

特許庁との、調査内容又は調査方法に関する指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体制について提案すること。

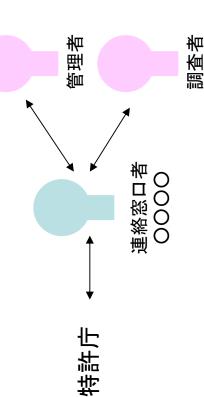
記述例

【特許庁からの連絡】

- ・特許庁からの〇〇に関する指示は・・・
 - 〇〇の連絡の際は・・・

【特許庁への連絡】

・〇〇の場合は、質問事項を・・・し、その上で 特許庁へ問い合わせる。



(1)特許庁からの連絡 【基礎点評価の観点】

①特許庁からの、調査内容又は調査方法に関する 指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体 制について提案されているか。(5点)

(2)特許庁への連絡

【基礎点評価の観点】

①特許庁に対し、調査内容又は調査方法に関して 特許庁に質問・確認する必要があった場合の連絡 体制について提案されているか。(5点)

3.3.有益な設備】

記述内容

本事業を効率的に実施するために有益な設備(システム等)があれば記載すること。

記述例

【有益な設備】

有益である理由	, 〇〇作業を正確に行うことができ・・・
説明	~するための内部システム。
有益な設備	00システム

【加点評価の観点】 ①有益な設備を有しており、本業務を効率的に実 施できることが期待できる提案がされているか。(20点)

【3.4. 過去の実績】

記述内容

本事業の検索用データとなる「ウィーン図形分類」について、過去に情報検索、 分類付与に従事した実績があれば記載すること。

記述例

【過去の実績】

【加点評価の観点】
①年間干件以上の「ウィーン図形分類」で情報検索する事業に携わっていた実績があるか。(10点)
②年間干件以上の「ウィーン図形分類」を付与する事業に携わっていた実績があるか。(10点)

記述内容

各作業工程毎の流れ及び効率的に作業するための段取りを提案すること。

【各作業工程毎の流れ】

工程A:....... 具体的には、.....

工程B......

工程C:...

†

エ程D:に留意して行う。

記述例

・・・を実施することにより、・・・であるから、・・・の観点から有効である。

・・・に留意することにより、漏れを防止でき

%

・年間の工程表 1バッチの工程表を記載。28,190件を〇〇バッチで1バッチを(655件)と仮定して〇〇人で。

【基礎点評価の観点】

①各作業工程毎の流れの段取りが提案されているか。(2点)

【加点評価の観点】

- ①各工程ごとの作業者、作業件数(概算)、所用日数等の作業スケジュ
- ールについて詳細に記載されており、かつ、妥当な提案であるか。(5点) ②効率的に作業するための段取りが具体的に提案されており、それが有

効である理由と共に提案されているか。(5点)

作業手順及び調査方法】 [4 2 ,

記載内容

調査の手順について提案すること。

【調査手順】

【基礎点評価の観点】 ①調査の手順が具体的に提案されているか。(4点)

81

【加点評価の観点】 ①調査の手順を効率的に進めるための工夫が提案されており、 それが有効である理由と共に提案されているか。(5点)

 ∞

作業手順及び調査方法】 [4 2

記載内容

調査対象案件について提案すること。

【調査対象案件の特定方法】 【調査不要案件の具体例及びその理由】

【加点評価の観点】

【基礎点評価の観点】 ①調査対象案件が具体的に提案されているか。(4点)

①調査不要案件が具体例と共に記載されており、その具体例が 妥当なものか。(15点)

တ

作業手順及び調査方法】 [4 2 /

記載内容

調査方法について提案すること。

【調査方法】

【基礎点評価の観点】 ①調査方法が具体的に提案されているか。(4点)

作業手順及び調査方法】 [4. 2.

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記載内容

ウィーン図形分類の確認方法について提案すること。

【ウィーン図形分類の確認方法】

【加点評価の観点】

①付与されているウイーン図形分類に不足はないかどうかについて効率的に確認するための工夫が、それが有効である理由と 共に提案されているか。(5点)

作業手順及び調査方法】 Ŋ

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記載内容

類似商標を検索するための論理展開の方法について提案すること。

【類似商標を検索するための論理展開の方法】

【加点評価の観点】

①類似商標を検索するための論理展開の方法が、それが有効である理由ともに提案されているか。(5点)

【4.2.作業手順及び調査方法】

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記載内容

検索式の作成方法について提案すること。

【検索式の作成方法】 【検索漏れをなくす工夫】

【加点評価の観点】

- ①検索式の作成方法において、検索漏れをなくす工夫が、それが有効である理由と共に提案されているか。(20点)
- ②ヒット件数が多い場合に、効率的に検索するための工夫が、そ れが有効である理由と共に提案されているか。(20点)

86

【基礎点評価の観点】 ①検索式の作成方法について具体的に提案されているか。(4点)

【4.2.作業手順及び調査方法】

応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記載内容

スクリーニングの手法について提案すること。

【スクリーニングの手法】 【類似商標に漏れなくしおりを付与するための工夫】

【基礎点評価の観点】①スクリーニングの手法について具体的に提案されているか。 (4点)

87

【加点評価の観点】

①類似商標に漏れがなく、かつ、ノイズを少なく的確にしおりを付与するためのエ夫が、それが有効である理由と共に提案されているか。(5点)

4. 調査業務の実施方法

校园】 ന

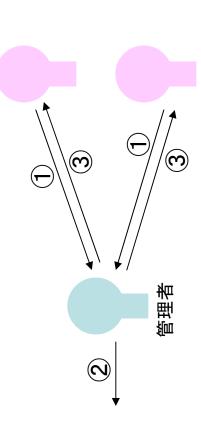
記述内容

校閲の手法について提案すること。

記述例

【校閲の手法】

・校閲は「①・・・」「②・・・」「③・・・」の手順で・・・



調査者

【品質管理手法】 ・不備があった場合の対応策

【基礎点評価の観点】 ①校閲の手法が具体的に提案されているか。(4点)

【加点評価の観点】

- ①校閲により修正された内容を、調査者に適切にフィ ードバックする方法が、それが有効である理由ととも に提案されているか。(5点)
- なくノイズを低減させる)ために、校関時に重点的にチ ②校閲段階において精度を向上させる(検索漏れが ェックを行う点又は特に留意する点が、それを提示し た理由とともに記載されているか。 (5点)
- ③合理的かつ確実に不備を発見するための有効な提 案がされているか。(5点)

調査報告書の作成】 4

記載内容

調査報告書の構成・作成方法について提案すること。

【調査報告書の構成】 【調査報告書の作成方法】

【加点評価の観点】

①実施要項に記載された調査報告書の態様以外で利便性、効率性の観点から有用な提案がされているか。(5点)

16

89

【基礎点評価の観点】 ①調査報告書の構成及び作成方法について記載されているか。(4点)

質管理】 굡 Ŋ

記述内容

納入物の品質を高めるための有効な方法があれば、その手法を具体的に提 案すること。

記述例

[品質管理]

〇〇の利用

・ ~ が正確になる。

【加点評価の観点】

①4.1~4.4において提案したもの以外に、納入物の品質を高めると認められる管理手法が、それが有効である理由とともに提案されているか。(5

【4. 6. テスト調査】

. .

記述内容

テスト調査用サンプル(応札資料作成要領別紙③-2参照)について、指定さ れた調査を行い、その結果を、提案書に添付すること。

記述例

別紙参照※別紙を作成して添付すること

【加点評価の観点】 ①調本の禁囲な描統級な「昭今」

- ①調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が60%以上である。(60点)(控占方法については 広札沓約作成要領別紙③―1参昭)
 - (採点方法については、応礼資料作成要領別紙③一1参照) ②調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が80%以上である。(110点)

[5.1. 業務スケジュール]

記述内容

業務スケジュールについて提案すること。

【業務スケジュール】

記述例

【特殊案件等に係る業務スケジュール】

・FAが短くなった場合の早く納入する方策

「加点評価の観点】

- ①再調査があった場合についても対応できる程度の一定の余裕 があることが示されているか。(5点)
 - ②特殊案件(早期審査等特段の指示があった案件)に、対応でき る提案がされているか。(5点)
- ③特許庁が提示した納入スケジュールよりも早く納入できるスケジ ュールを提案しているか。(50点)

 - 発注から、 1. 7週以内(20点) 2. 5週以内(30点) 3. 3週以内(50点)

【基礎点評価の観点】

①業務スケジュールについて具体的かつ妥当な 提案がされているか。(4点)

92

5. 業務スケジュール

[5.2. 進捗管理]

記述内容

進捗管理の体制及び方法について提案すること。

記述例

【期間管理】

- ·期間管理担当:0000
- ・00を用いて・・・

【基礎点評価の観点】

①業務スケジュールを履行するための進捗管理 のための体制及び具体的方法について提案され ているか。(4点)

【加点評価の観点】

- ①進捗管理のための担当者が明記されており、かつ、組織的に進捗管理できる体制が備わっているか。(5点)
- ②進捗管理において、庁からの問い合わせに対しての具体 的な対応が可能な体制が備わっているか。(5点)
- 20

調査者】 . 9

調査者が有する図形商標の調査に関する知識及び経験について記載するこ 記述内容

【調査者一覧】

記述例

	氏名	必要な知識を有する 事項	事業経験の際の 所属組織名	経験年数	担当業務内容(件数/年)
Θ	0000	図形商標検索業務を 経験	〇〇特許事務所	5年	先行商標調査のために・・・(約200件/3年)
8	0000	図形商標検索業務	××(쏶)	1年	先行商標調査のために・・・
	:				

※その他の調査者〇名については、・・・を採用条件として・・・頃に追加採用し、〇パッチから参加する。

【調査者の習熟手法】

・4月の業務開始前にウィーン図形分類を・・・

【基礎点評価の観点】

商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」 の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に は、商標法の知識を有する者であれば、「ウィーン図形分類」、「図形商標 ①少なくとも調査者の4分の3は、「商標法」、「ウィーン図形分類」、「図形 等に関する知識を有する者の確保ができているか。また、残りの4分の1 関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、これらの者に対しては、「ウ イーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品·役務審査基準」、「商 品・サービス国際分類表」等に関する知識を習熟させるための研修体制

が整っていることが提案されているか。(10点)

【加点評価の観点】

- ①図形商標のウィーン図形分類の検索業務において1年以上の経験を有 する調査者が、少なくとも5~9名確保できているか。 (10点)
- ②商標の類否判断をする業務において1年以上の経験を有する調査者 が、少なくとも5~9名確保できているか。 (10点)
- ③図形商標のウィーン図形分類の検索業務において1年以上の経験を有 する調査者が、10名以上確保できているか。(35点)
 - 1.10名(25点)、2.13名(30点)、3.16名以上(35点)
- ④商標の類否判断をする業務において1年以上の経験を有する調査者が、10名以上確保できているか。(35点)
 - |, 10名(25点)、2, 13名(30点)、3, 16名以上(35点)

6. 担当者の能力と経験

[6.2. 管理者]

記述内容

管理者が有する図形商標の調査に関する知識及び経験について記載するこ

記述例

ړد

【管理者一覧】

	氏名	有する資格等	必要な知識を有する事項	事業経験 の際の 所属組織 名	経験年数	担当業務内容(件数/年)
Θ	0000 D	+ 抽十	図形商標検索業務を経験	〇〇特許 事務所	8年	商標登録出願手続代理 先行商標調査・・・(約1200件/3年)
0	2 0000	弁理士	図形商標検索業務を経験	(株)××	5年	商標登録出願手続代理 先行商標調査・・・

【基礎点評価の観点】

(1)管理者として、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査の十分な経験を有している者を1名以上確保できているか。
(2)管理者の有する経験が本事業に関連したものであることが、そ

の理由とともに記載されているか。(10点) なお、上記①の「十分な経験を有している者」とは、例えば、商標 出願の事前調査業務を「1年以上経験したことがある者」のことを

【加点評価の観点】

- ①図形商標のウィーン図形分類の検索業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、1名確保できているか。(10点)
- ②商標の類否判断する業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、1名確保できているか。(10点)
 - ③図形商標のウィーン図形分類の検索業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、2名以上確保できているか。(45点)
- 1.2名(35点)、2.3名以上(45点)
- ④商標の類否判断をする業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、2名以上確保できているか。(45点)
- 1.2名(35点)、2.3名以上(45点)

管理者】 [6. 2.

記載内容

本事業を正確及び適切に実施するためにウィーン図形分類の専門的な知識 を有していることを記載すること。

■ウィーン図形分類の知識

- ・ウィーン図形分類の特徴は・・・
- ・ウィーン図形分類を付与するルールには・・
- ・ウィーン図形分類による検索をするには・・

【加点評価の観点】

・ウィーン図形分類の知識を有しており、専門的に理解ができていることが記載されているか。(60点)

例:ウィーン図形分類を付与するルール等

7. その他 【7. 1. 事業遂行のための経営基盤】

記載内容

事業遂行のため経営基盤について記載すること。

- ■経営基盤について・資金・設備の状況

【基礎点評価の観点】 ・事業遂行のための経営基盤を有しているか。(5点)

(別紙②)質問状

社名				
住所		1		
TEL		FAX		
質問者				
質問に関連	車する文書名及び頁			
質問内容				

(別紙③-1)テスト調査

テスト調査は、テスト調査用サンプル(別紙③-2参照 ※別紙③-2は入札説明会において配付します。) について、以下の作業(調査)を行い、その結果を提案書に添付して提出することにより実施する。 なお、使用する用紙の大きさは A4 版とする。

I. 具体的な作業方法

1. 検索式の作成・・・「サンプル1」~「サンプル3」

- (1)付与されたウィーン図形分類及び必要に応じて追加したウィーン図形分類を用いて、調査漏れがないよう 留意しながら、合理的かつ効率的な検索式を作成する。なお、ウィーン図形分類を表す際には、分類に付 した通し番号を使用し、検索式を用いた結果をさらに検索式に使用する場合には、「A」「B」「C」・・・を用い ること。
- (2)上記(1)で作成した検索式の作成理由について詳細に説明する。追加したウィーン図形分類がある場合には、その理由についても説明する。

<テスト調査結果の作成方法>

用紙を縦方向に使用し、横書きで、1行目にサンプル番号を記載し、その下に上記(1)及び(2)を記載する(1つのサンプルにつき、1枚に納まるようにすること)。

サンプルが仕様書7.(2)に記載の「調査不要案件」に該当する場合は、検索式は作成せず、サンプル番号の下に「調査不要」と記載する。

<評価観点>

- ① 検索式の作成過程におけるAND検索及びOR検索が、図形商標の特徴から有効かつ適切に使い分けができているか。
- ② 検索式作成工程が適切かつ効率的なものであり、論理矛盾が生じていないか。

2. 絞り込み(スクリーニング)・・・「サンプル4」~「サンプル5」

- (1)特許電子図書館(IPDL)の「図形商標検索」機能を用い、調査漏れがないよう留意しながら、適宜図形分類を追加して合理的かつ効率的な検索式を作成し、商品又は役務の区分を用いて絞り込みを行う。
- (2)特許電子図書館(IPDL)の「図形商標検索」画面を使用するにあたっては、同画面上部に表示される「ヘルプ」を参照されたい。

<テスト調査結果の作成方法>

しおり付与の対象となる商標が表示された画面(縦3×横4)を全てプリントアウト(用紙を横方向に使用)し、 その商標を囲むように、かつ、登録番号等書誌事項にかからないように手書きで「〇」を書き入れる。

画面プリントアウトの先頭のページの中央にサンプル番号を記載し、右上に頁番号を表示する(サンプル毎の通し番号)。

<評価観点>

① 審査官が不登録事由の判断を行う上で有効と考えられる商標について、過不足なく絞り込みがなされているか。

Ⅱ. 評価方法

- 庁が作成した模範解答に基づき採点する。
 - 1. 検索式の作成···1問20点×3問=合計60点
 - 2. 絞り込み(スクリーニング)・・・1 問20点×2問=合計40点 合 計・・・100点
- 1. 及び2. の合計100点満点を100%の割合で表す。

商標審査前サーチレポート (図形商標の先行絞り込み調査)作成事業 評価手順書(加算方式)

特許庁

本書は、商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に示す。

第1章 落札方式及び得点配分

1. 1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値 の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※)×(1—入札価格/予定価格)

- ※技術点の配分と価格点の配分との比は2:1とする。
- ※技術点と価格点は小数点第三位以下を切り捨てとする。

1. 3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を800点、価格点の配分を400点とする。

技術点 800点

価格点 400点

第2章 総合評価の方法

2. 1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧(遵守確認事項)」の「遵守確認」欄に全て「〇」が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧(提案要求事項)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2. 2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧(提案要求事項)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点がOとなった場合、その応札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

なお、小数点第三位以下の端数については、切り捨てるものとする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ②入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項 毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧(提案 要求事項)」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合はO点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合には、その応札者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示されている。

3.3 加点評価

各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示されている。

評価項目一覧(遵守確認事項)

确 確認						
内容		宝)7:	タこタ	行うこと(写	場所	加た木 学数 い 以 1 一 田 1 / ナ 1 /
中項目	许確認事 項	0.1. 作業の実施	0.2. 納入物	0.3. 守秘義務	0. 4. 著作権	つ 5 おうちょう おうしょう ちょうしょう しょうしょ しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
大項目	0. 遵守					

評価項目一覧(提案要求事項)

		得点配分	尔			9.0+
中項目	摄繁聚状内容	基礎点	加点	料端更結正給文	無 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	浜 真番号
1.1. 本事業の目的	・本事業の目的について記載すること。	2	-	①本事業の目的について記載されているか。	-	
		1	01	①本事業の目的・必要性が、商標行政をとりまぐ社会情勢と共に具体的に記載されており、その内容が妥当なものであるか。 ②検索漏れと紛期の遅れが商標審査に与える影響について具体的な記載がされており、これを回避するための具体的な取り組みが提案されているか。		
2. 1. システム環境	・事業に必要なシステム環境の構築について、その方法、スケジュール等について記載すること。	2	ı	①事業に必要なシステム環境の構築について記載されているか。②データフォーマットの変更等、庁のシステム変更に対応することについて、自社の負担により対応可能な記載があるか。	2	
			5	①調査者用の審査端末を15台以上調達する提案がされているか。		
		1	5	②審査が運延しないよう業務を開始できるように機器の調達・専用回線の敷設等の必要なシステム環境整備の方法及びスケジュール等が具体的に提案されているか。		
			10	③管理者が調査者として調査する際に用いる審査端末が、①の調査者用の審査端末とは別に調達する提案がされているか。		
1. 組織体制	・本業務を行う組織体制を、役割毎に分けて詳細に記載すること。	8	1	①組織体制が提案され、各役割(調査者、管理者、マニュアル作成者及び連絡窓口者は必須)、その人数についても明記されて いるか。	ဇ	
			10	①常駐の調査者が15人以上確保できる提案がされているか。		
			10	②常駐の管理者が2人以上確保できる提案がされているか。		
		ı	01	③国青の精度をより向上させるための研修、及び、繁開に合わせた増員や交代時の引継ぎの対応について提案されているか。		
			01	④当初の実施体制では調査が実施計画通り進まない場合に、調査を円滑に進めるための新たな実施体制を設ける等のバックアップ体制が具体的に備わっているか。		
2. 連絡体制 (1)特許庁からの連絡	・特許庁からの、調査内容又は調査方法に関する指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体制について提案すること。	5	1	①特許庁からの、調査内容又は調査方法に関する指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体制について提案されている か。	4	
(2)特許庁への連絡	・特許庁に対し、調査内容又は調査方法に関して質問・確認する必要があった場合の連絡体制について提案すること。	2	ı	①特許下に対し、調査内容又は調査方法に関して特許庁に質問・確認する必要があった場合の連絡体制について提案されているか。		
3. 有益な設備	・本事業を効率的に実施するために有益な設備(システム等)があれば記載すること。	1	50	①有益な設備を有しており、本業務を効率的に実施できることが期待できる提案がされているか。	2	
4. 過去の実績	・本事業の検索用データとなる「ウィーン図形分類」について、過去に情報格案、分類付与に従事」、ナ事籍があれて記載すること。		10	①年間干件以上の「ウィーン図形分類」で情報検索する事業に携わっていた実績があるか。	9	
	ボスメイン シャニ・コード・ナー・ストルボン・ウェックロロボン・ウード・	ı	10	②年間干件以上の「ウィーン図形分類」を付与する事業に携わっていた実績があるか。		
調査業務の実施方法						
4. 1作業工程	・各作業工程毎の流れ及び効率的に作業するための段取りを提案する 	2	-	①各作業工程毎の流れの段取りが提案されているか。	7	
	٥٠	1	5	①各工程ごとの作業者、作業件数(概算)、所用日数等の作業スケジュールについて詳細に記載されており、かつ、妥当な提案であるか。		
			2	②効率的に作業するための段取りが具体的に提案されており、それが有効である理由と共に提案されているか。		
2. 作業手順及び調査方法	・調査の手順について提案すること。	4	1	①調査の手順が具体的に提案されているか。	œ	
		ı	2	①調査の手順を効率的に進めるための工夫が提案されており、それが有効である理由と共に提案されているか。		
	・調査対象案件について提案すること。	4	-	①調査対象案件が具体的に提案されているか。	6	
		1	15	①調査不要案件が具体例と共に記載されており、その具体例が妥当なものか。		
	・調査方法について提案すること。	4	ı	①調査方法が具体的に提案されているか。	10	
	・ウィーン図形分類の確認方法について提案すること。	1	5	①付与されているウイーン図形分類に不足はないかどうかについて効率的に確認するための工夫が、それが有効である理由と 共に提案されているか。	=	
	・類似商標を検索するための論理展開の方法について提案すること。	1	5	①類似商標を検索するための論理展開の方法が、それが有効である理由ともに提案されているか。	12	
	・検索式の作成方法について提案すること。	4	-	①検索式の作成方法について具体的に提案されているか。	13	

評価項目一覧(提案要求事項)

評価項目一覧(提案要求事項)

	I to	Tap. 17 47 dill. 144 07	得点配分	分		業	指標	
八河田	田原山	提案要求内容	基礎点	加点	新· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	mls.	真番号	
	0. 2. 衛理者	管理者が有する図形商標の調査に関する知識及び経験について記載すること。	01	○ 今後を 「	①管理者として、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・「大会報告企業」、「商品・サース国際分類表、海に関する高度な知識を有して、「の品・サース国際分類表、海に関係できているか。する調査の十分な経験を有している者が、名以上確保できているか。 2)管理者の有する経験が本事業に関連したものであることが、その理由ととに「記載されているか。 2)管理者の有する経験が本事業に関連したものであることが、その理由ととに「記載されているか。 2)が、上記・記の「十分な経験を有している者」とは、例えば、商権出籍の事前調査業務を「1年以上経験したことがある者」のことない。	22		
				10)図形商標のウィーン図形分類の検索業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、1名確保できているか。			
				10 ②商	②商標の類否判断する業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、1名確保できているか。			
			ı	(3) X	③図形商標のウィーン図形分類の検索業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、2名以上確保できているか。 1.28(35点)、2.3名以上(45点)			
				45 2.3%	④商標の類否判断をする業務において3年以上の経験を有する常駐の管理者が、2名以上確保できているか。1.2名(35点)、 2.3名以上(45点)			
		・本事業を正確及び適切に実施するためにウィーン図形分類の専門的 な知識を有していることを記載すること。	ı	ウイー 60 多: ひ	ウィーン図形分類の知識を有しており、専門的に理解ができていることが記載されているか。 例:ウィーン図形分類を付与するルール等	23		
その街				_				
	7.1. 事業遂行のための経営基盤	・事業遂行のため経営基盤について記載すること。	2		①事業遂行のための経営基盤を有しているか。	54		

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	人件費	常勤職員			
	八計貝	非常勤職員			
	物件費				
		委託費定額部分	233212	231676	228358
	委託費等	成果報酬等			
		旅費その他			
計(a	a)		233212	231676	228358
参考	減価償:	却費			
値	退職給	付費用			
(b)	間接部	門費			
(a)-	⊢(b)		233,212	231,676	228,358

(注記事項)

上記金額は、サーチレポート作成事業に対する報酬及び本事業で必要となる機器類等の合計金額である。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理者	2	2	2
マニュアル作成者	1	1	1
システム担当者	1	1	1
調査者	16	16	16
事務処理者	1	1	1

(管理者に求められる知識・経験等)

弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・役務の区分解説」、「商品・サービス国際分類表」等に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査について十分な経験を有していること。

(調査者に求められる知識・経験等)

少なくとも調査者の3分の2は、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・役務の区分解説」、「商品・サービス国際 分類表」等に関する知識を有する者を配置すること。

また、残りの3分の1は、商標法の知識を有する者であれば、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」等に関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、これらの者に対しては、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」等に関する知識を習熟させるための体制を整備すること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

業務の繁閑はそれほどない。繁閑がある場合には、請負先の人数調整で対応している。

(注記事項)

上記人員は、受託事業者における人員。

3 従来の実施に要した施設及び設備

【設備】

種類及び使用数量:

図形商標検索用PC一式(18台)

PCサーバ、ディスプレイ、DAT装置、モノクロプリンタ、スキャナ、複写機、DAT(15巻)

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	目標・計画	実績	目標·計画	実績	目標·計画	実績
サーチレポートの納入件数		27,608		26,004		26,071
[内訳]商標登録願(国内)		23,944		22,305		21,880
[内訳]国際商標登録出願(指定国官庁)		3,664		3,699		4,191
早期審査案件等の処理件数		76		105		76
納入期限を守れなかった件数		0		0		0
調査漏れ等の報告者作成数		5		7		9
サーチレポートの1件当たりの経費		8,447		8,909		8,759

(注記事項)

- 早期審査案件等の処理件数:月6件~10件程度
- ・調査漏れの原因は、「仕様どおりに調査がなされていない」、「単純な調査・記載ミス」など。

5 従来の実施における納入状況(月別)

年度	平成2	1年度	
	国内出願	マドプロ	合計
年予定件数	21,761		25,937
年実績件数	23,944	3,664	27,608
4月	644	36	680
4月 5月 6月 7月 8月	2,947	319	3,266
6月	2,540	373	2,913
7月	2,992	249	3,241
8月	1,894	358	2,252
9月	2,248	374	2,622
10月	1,748	267	2,015
【11月	1,622	210	1,832
12月	1,520		1,848
1月	1,601	299	1,900
2月	1,729	338	2,067
12月 1月 2月 3月	2,459	513	2,972
月平均予定	1,813	348	2,161
月平均実績	1,995	305	2,301

年度	平成2					
	国内出願	マドプロ	合計			
年予定件数	20,676	4,763	25,439			
年実績件数	22,305	3,699	26,004			
4月	1,311	227	1,538			
5月	1,986		2,287			
6月	2,492		2,829			
7月	2,059		2,424			
<u>8月</u>	1,828	211	2,039			
9月	2,152		2,499			
10月	1,578	261	1,839			
11月	1,658	,	1,905			
12月	1,544		1,814			
1月	1,742	,	2,090			
2月	1,797	,	2,047			
3月	2,158		2,693			
月平均予定	1,723	397	2,120			
月平均実績	1,859	308	2,167			

年度	平成2		
	国内出願	マドプロ	合計
年予定件数	21,590	3,620	25,210
年実績件数	21,880	4,191	26,071
4月	1,736	300	2,036
4月 5月 6月 7月 8月 9月	1,416	215	1,631
6月	2,261	378	2,639
7月	1,805	304	2,109
8月	2,176	369	2,545
9月	1,718	419	2,137
10月	1,602	287	1,889
11月	2,428	378	2,806
12月	1,645	309	1,954
12月 1月 2月	1,169	281	1,450
2月	2,442	414	2,856
3月	1,482	537	2,019
月平均予定	1,799	302	2,101
月平均実績	1,823	349	2,173

6 従来の実施における民間事業者の作業

項目	作業項目	作業内容							
1	発注用電子データ(CD-RW)の受 領	特許庁へ赴き、発注用CD-RWを受領する。							
2	調査対象案件の選定	出願番号一覧に記載された案件について、調査不要 案件に該当するか否か振り分け、該当しないものを調 査対象案件とする。							
3	図形商標の先行絞り込み調査	図形分類の確認、類似群コードの確認、検索式の作成、スクリーニング、しおり付与など、図形商標検索システムを利用した調査を行う。							
4	調査報告書表紙への記入	調査報告書表紙に書誌事項(審査室、出願番号、調査結果、スクリーニング日及び作成者)を記入する。							
5	調査報告書(紙)の作成	調査対象案件ごとに作成する。 調査報告書表紙には、調査作業の各画面イメージを印刷したものを添付する。							
6	校閲作業	調査報告書(紙)に記入された内容の校閲を行う。							
7	納入物の作成(国内)	調査報告書(紙)を、所定の形式でイメージデータ化し、 DAT等に蓄積する。 その際、調査報告書(紙)は、審査室別出願番号順で 整えた上で、DAT等と共に提出する。							
	納入物の作成(指定国官庁)	調査報告書(紙)を、イメージデータ化せずにそのまま 納入する。その際、庁内整理番号順に整える。 納入データを所定の形式にて作成する。							
8	納入案件番号一覧リストの作成	納入案件番号一覧リストを作成する。							
9	納入	特許庁へ納入する。							
10	進捗管理	庁から貸与される出願番号一覧を基に管理簿を作成、 保管し、進捗を管理する。							
11	庁担当者との連絡調整、調査者への指導、マニュアル作成、マニュアル周知など								

7 従来の実施における納入サイクル

	1w	2w	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	13w	14w	15w	16w	17w	18w
NO. 1	● 発注						-	★ 納 <i>7</i>	·									
NO. 2		● - 発注						-	★ 納入									
NO. 3			● ⁻ 発注						-	★納力	(
NO. 4				● 発注						-	★ 納入							
NO. 5					● - 発注						-	★ 納入						
NO. 6						●発注						-	. ★ 納力					
NO. 7							● - 発注						-	★ 納.	λ			
NO. 8								● 発	 主						★納	λ		
NO. 9									● 発	 主						★納	入	
NO. 10										● - 発達	Ē					-	★ 納	l.
~NO. 50		※原	則、	発注な	いら納	入ま	で2ヶ	-月(8	週間)。								